

授業展開書要約版「治承・寿永の乱」

- ①PDF「治承・寿永の乱①」を用いてわずか 3 歳の安徳天皇即位に激怒した**以仁王が平氏打倒の令旨を発給**(正確には以仁王が平氏の圧力により親王になれなかったため), **宣旨・院宣・令旨の違いを説明**
- (1) この以仁王の令旨が源頼朝や源義仲に届けられ, 各地で反平氏勢力が挙兵(**源頼朝と義仲の語句チェックは必ず口頭で言うだけにしましょう→その後の平氏の動向に触れるタイミングを失ってしまうからです**)
- (2) 一方, 以仁王は源頼政とともに挙兵するも宇治の平等院付近で敗死(以仁王は流れ矢で戦死・頼政は自刃)
- ↓
- ②**要注意! テキスト右側にある平氏の動向に移ることを指示**
- (1) 反平氏勢力の挙兵を受けて, **平清盛は自らの拠点である福原京へ遷都(大輪田泊のすぐ近くなので同じ摂津国であることを理解させましょう)**
- (2) but 福原京は造営中で完成もしておらず, 貴族からの反発・源頼朝の挙兵・僧兵の反乱など**反平氏の挙兵が相次いだため半年で平安京へ戻る**
- ※重要性は低いので扱わなくても構いませんが時間に余裕があれば, 史料「福原京遷都」を説明(解説は詳細版)
- ↓
- ③以仁王の令旨を契機に反平氏勢力として暴れていたのが東大寺・興福寺の僧兵
- (1) **京都に戻ってきた平清盛の命を受けた平重衡による南都焼き打ち(南都が東大寺・興福寺をさすことを板書)**
→のち鎌倉幕府の協力のもと東大寺再建が進められることになる
- (2) **要注意! テキストほぼ中央にある 1195 年に飛ぶことをしっかりと指示し, 1195 年に東大寺の大仏殿再建供養(正確には東大寺大仏殿落慶法要)が行われる**
- (3) **重源による勧進が行基と同じと寄付によることを指摘し, 陳和卿の協力で大仏の首を修復(陳和卿は P23 で源実朝が渡宋を計画し, 大船を建造した際にも登場するので難関大受験者がいる場合は触れておきましょう)**
※東大寺の再建供養は 1181 年から重源の勧進によって開始され, 東大寺大仏開眼供養は 1185 年, 興福寺再建供養は 1186 年から開始されているが, 時系列が通史と被ってしまうため, 1195 年の出来事だけを紹介
- ↓
- ④**要注意! 平氏の動向に戻ることを指示**し, この大仏を焼いた祟りなのか清盛が謎の高熱にうなされて死去+**西国を拠点とする平氏に追い打ちをかけるように養和の飢饉が西日本中心に起きる**(難関大学では中世に起きた飢饉である養和の飢饉(1181)・寛喜の飢饉(1231)・寛正の飢饉(1459)が問われることがあります)
- ↓
- ⑤**源氏の動向に戻ることを指示**し, 源頼朝が伊豆で挙兵し, 最初伊豆の目代(山木兼隆)を討ち取ることに成功したものの, 頼朝軍 300 騎 VS 平氏軍(大庭景親)3000 騎の前では成す術なしで石橋山の戦いで敗北
→PDF「石橋山の戦いイラスト(3つ)」を用いて 7 人で洞窟に隠れているところを**梶原景時に救われる**
※授業音声がこの部分で無音が少々続いているのはサイレントで以下の感じで演じているからです
「梶原(見~つけた)→頼朝(愕然とした見つかった表情)→梶原(ニヤニヤの表情)→頼朝(手を合わせて「助けて」)→梶原(ん…?)→頼朝(人差し指を立てて「一生のお願い」)→梶原(ん~, OK!)」
- ↓
- ⑥PDF「治承・寿永の乱②」を用いて頼朝は安房(千葉県南部)に逃れた後に千葉県民を味方につける
→**石橋山の戦いで敗れて伊豆から安房に逃れた後に北上して鎌倉に入り, さらに進軍して富士川にまで侵攻するルートをテキスト中央右にある地図に写すことを指示**
- ↓
- ⑦PDF「富士川の戦いイラスト(3つ)」を用いて富士川の戦いを説明(都から出陣した平氏軍は 7 万騎と言われたが途中で脱走兵などもおり, 源氏軍は誇張して 20 万騎と謳っている(一方で, 九条兼実著『玉葉』では源氏軍 4 万, 平氏軍 2 千となっているので, 源氏軍は 4 万ほどで平氏軍の方がやや少なかったのではと類推されます)
→**源氏軍が平氏軍の後方から襲おうと, 夜半に富士川を渡った際に, 眠っていた水鳥が飛び立ち, その羽音に驚いた平氏軍が戦わずして退却した話)**

⑧頼朝はこのまま京都まで進軍を提案するものの、御家人たちの要望を受けて関東で基盤を整えることに
→ **寄せ集めに過ぎなかった御家人を統率するため、御家人の和田義盛を初代別当とした侍所の設置**し、**和田義盛が御家人**であることや、「**京都には上らず関東で政治体制を整えよう**」を**書き込ませる**

※余裕があれば、開発領主層である御家人が在地の関東から離れたくなかった視点も説明



⑨頼朝が関東から動かない中で、**テキストの源頼朝の挙兵から右側に移ることを指示**

(1) 木曾で挙兵したのが源義仲(上京だから上(北)へ行ってしまうネタは結構ウケます)

(2) PDF「**治承・寿永の乱③**」と「**倶利伽羅峠の戦い用イラスト(1つ)**」を用いながら、北陸道から入京する**義仲の進軍ルートをテキスト中央右にある地図に写すことを指示**

⑩「1183年義仲入京」から**右下の「平家都落ち(安徳天皇も都落ち)」へ移ることを指示**

(1) これによって従来の**安徳天皇と後白河法皇が擁立した後鳥羽天皇という天皇が2人並立する状況**になるので、**テキスト左側縦の安徳天皇・後鳥羽天皇並立の天皇のラインを確認するように生徒に指示**

(2) 「義仲入京」に戻ることを指示して、PDF「**義仲軍の乱行イラスト(1つ)**」を用いて義仲軍の乱行+征夷大将軍に就任(難関大受験者がいる場合は「**旭将軍と呼ばれた**」)ことを書き込ませる)

(3) 後白河法皇が頼朝に義仲追討を要請し、頼朝の政治的駆け引き(**この時点では頼朝の東国支配は私的に領有している状態に過ぎないので、公的な東国の支配権承認が欲しかったこと**)で寿永二年十月宣旨に繋がります)

(4) 寿永二年十月宣旨によって頼朝の東国の支配権承認されるものの、**義仲の拠点である北陸道の支配権は、義仲に配慮して除かれたことを書き込ませる**(のち義仲追討後に北陸道の支配権は承認されます)

※時間に余裕があれば、史料「**寿永二年十月宣旨**」を説明(解説は詳細版)



⑪東国支配権の承認によって**京都から呼び寄せた下級貴族(公家)の大江広元と三善康信を別当・執事に就任させた公文所(のち政所)・公文所を設置し、公家出身+公文所が「のち政所」を板書+書き込ませる**

※**学力が高いor好奇心の旺盛な生徒がいる場合は大江家(歴史・漢詩文を学ぶ起伝道(文章道)の教授である文章博士の大江家で曾祖父は大江匡房)と三善家(律令格式を学ぶ明法道の教授である明法博士・算術を学ぶ算道の教授である算博士の三善家で家系には意見封事十二箇条で有名な三善清行がいる)に触れてあげるとよいでしょう**



⑫東国の支配権を承認してもらったことで、PDF「**治承・寿永の乱④**」を用いて**義仲追討のために頼朝は弟の源範頼と平泉から駆け付けた源義経を派遣し**、宇治川の戦いで義仲は敗死(義経が奥州藤原氏のもとから駆け付けたことは省略して大丈夫です)



⑬**捨て板書で崖を背にした平氏軍の布陣を解説(福原京が拠点の平氏なので一の谷の戦いも摂津国であることを補足)**

(1) PDF「**一の谷の戦い用イラスト(3つ)**」を用いて摂津国の一の谷の戦いにおける**鶴越の逆落とし**を説明(**時間配分を考えた上で**、海上に逃亡後の「平氏軍と那須与一の弓流し」の逸話をするのも良いでしょう)

(2) PDF「**治承・寿永の乱⑤**」を用いて、**平氏は海側に逃れるのでうどん県(讃岐国)の屋島に逃亡し**、屋島の戦いも背後から攻撃

(3) **壇ノ浦の戦いまでの義経の進軍ルートをテキスト中央右にある地図に写すことを指示**



⑭壇ノ浦の戦いで平家滅亡(**時間配分を考えた上で**、義経の八艘飛び・二位の尼と安徳天皇の入水自殺・三種の神器の草薙の剣の話をするのも良いでしょう)

(1) **九州御家人を統轄するために鎮西奉行を設置(鎮西八郎源為朝と同じく、鎮西の「西」は西海道を指すことを指摘)**

※授業音声では、これ以降の義経と頼朝の対立を細かく掘り下げて、「**日本国第一の大天狗**」と頼朝から言われた**後白河法皇に義経が転がされた形をとっています(日本人は判官鼻肩の風潮があるので「悲劇のヒーロー」義経というイメージですが、頼朝にとって義経の行動は、義経以外の御家人の立場を考えると許すことはできなかったと思います)**。自分自身は、歴史は多面的に考えてほしいというスタンスですが、先生方の歴史観で説明するのが良いと思います

(2) 義経の帰京後、**後白河法皇の暗躍で義経に頼朝追討の院宣が出される**ものの(10月18日)、源頼朝が源義経・源行家追討のため鎌倉を出発すると(10月29日)、頼朝の圧力により後白河法皇が源頼朝追討の院宣を撤回して**頼朝に義経追討の院宣を出す**

(3) **義経追討を名目に守護・地頭の設置を大江広元が建議**し、**北条時政を京都に派遣**(史料『守護・地頭の設置をめぐる交渉』で北条時政が出てくるため)

(4) **京都の御家人を統率するために置かれたのが「京都守護」を板書+書き込ませる**(初代は北条時政が就任)

※時間に余裕があれば、史料「守護・地頭の設置－設置の経緯－」を説明(解説は詳細版)、なお史料「守護・地頭の設置をめぐる交渉」について、ここでは扱ってはいけません(守護・地頭を正確に説明した後で無いと難しすぎるため)

↓

⑮結局義経は捕まらず、義経は奥州藤原氏のもとへ(藤原秀衡は義経を保護したが泰衡が裏切りの話はカットしても大丈夫です)

(1) **義経を匿っていた罪のもとで奥州藤原氏の征伐(奥州征伐 or 奥州平定 or 文治五年奥州合戦)**

(2) この**奥州征伐後に設置されたのが陸奥国の御家人を統率する奥州総奉行**

※こうした治承・寿永の乱の過程で鎌倉幕府初期の役職が整備されていくことを説明しておく、その後の鎌倉幕府の職制はサラッと進めることができるので、生徒の中だるみを防げます

↓

⑯全国平定後に頼朝が初上洛するが**後白河法皇に征夷大將軍を求めるが認められず、右近衛大将に任命**(すぐに辞任)

(1) 武家が任じられる最高職ですが、**今後の史料における「右大将=源頼朝」のためにしっかりと右近衛大将の略称を覚えておきましょう**

(2) 1192年の**後白河法皇没後に征夷大將軍**に任命

↓

⑰**治承・寿永の乱が終了したら、授業解説「北条氏の台頭」を読んでおくように指示を出して**、生徒に時間的猶予を与えておくといいでしょう(ただし、本補地頭・新補地頭だけは「守護・地頭」の説明が終わらなければ生徒も理解できないので、その点は指摘しておいてください)。

授業展開書－詳細版(史料解説)－「治承・寿永の乱」

福原京遷都『方丈記』 by 鴨長明

また、①治承四年②水無月の比、にはかに③都遷り侍りき。いと思ひの外なりし事なり。おほかた、④この京のはじめを聞ける事は、⑤嵯峨の天皇の御時、都と定まりにけるより後、すでに⑥四百余歳を経たり。ことなることゆゑなくて、たやすく改まるべくもあらねば、これを世の人安からず憂へあへる、實にことわりにも過ぎたり。

されど、とかく⑦いふかひなくて、⑧帝より始め奉りて、大臣・公卿みな悉く移ろひ給ひぬ。世に仕ふるふどの人、たれか一人ふるさにと残りをらむ。……人の心みな改まりれて、たゞ⑨馬・鞍をのみ重くす。⑩牛・馬を用する人なし。⑪西南海の領所を願ひて、東北の庄園を好まず。

その時おのづから事の便りありて、⑫津の国の⑬今の京に至れり。所のありさまを見るに、その地、程狭くて条里を割るに足らず。……⑭古京はすでに荒れて、⑮新都はいまだ成らず。ありとしある人は皆浮雲の思ひをなせり。

〔①1180年 ②6月2日 ③平清盛が福原京へ遷都した ④平安京 ⑤桓武天皇が平安京に遷都した後、嵯峨天皇が菓子の変(810)を経て都として確定したという意識を示すか ⑥正確には、菓子の変後だと370年、平安京遷都後だと386年 ⑦言う甲斐なくて。言ってもはじまらないので ⑧安徳天皇 ⑨武家風に馬・鞍を用いる人 ⑩公家風に牛・馬を用いる人。当時の風俗が公家風から武家風へと急速に転換しつつあったことを示す ⑪西南海とは西海道・南海道のことで、いずれも平氏の勢力範囲。東北は東海道・東山道・北陸道で源氏の勢力が強く、庄園年貢の徴収状況などがよくなかった ⑫摂津国。津とは難波津のこと ⑬福原京 ⑭平安京〕

【現代語訳】

また、治承四年(1180年)6月2日、急に遷都が行われた。全く思いがけないことであった。だいたいこの平安京の始まりについて聞いていることは、嵯峨天皇の御代に都と定まったもので(桓武天皇が平安京に遷都した後、嵯峨天皇が菓子の変(810)を経て都として確定したという意識を示すか)、その後今日まで、すでに400年以上も経過したのである。(都というものは)特別な理由もないのに簡単に変わるべきものでもないのに、今度の遷都について人々が一通りでなく心配しあつたのも、まことに当然すぎることであった。

しかし、あれこれ言っても仕方がないので、帝(安徳天皇)をはじめとして大臣・公卿の全てが新都へお移りになった。仮にも朝廷に仕えているほどの人ならば、誰一人として旧都にとどまっていられようか。……人の考え方も変化して、(武家風に)馬・鞍ばかりが大切にされている。(公家風に)牛や馬を用いる人はいない(当時の風俗が公家風から武家風へと急速に転換しつつあったことを示す)。西海道(九州)・南海道(四国)方面の領地をもらうことを願って、東国・北陸方面の庄園を好まない(西南海とは西海道・南海道のことで、いずれも平氏の勢力範囲。東北は東海道・東山道・北陸道で源氏の勢力が強く、庄園年貢の徴収状況などがよくなかった)。

その時私はたまたま用事のついでに、津の国(摂津国)の新しい都(福原京)に出かけた。その所の様子を見ると、土地は狭く、(平安京のように)町割りをするだけの面積はない。……古京(平安京)はすでに荒廃し、新都はまだ完成していない。あるかぎりの人が落ち着かない気持ちであった。

福原京遷都の史料は頻度が低いので、授業時間の都合上扱いに苦慮するところですが、出典が鴨長明の『方丈記』であることから、時間に余裕があれば扱うようにしています。鴨長明の『方丈記』が鎌倉前期に著されたのに対し、兼好法師の『徒然草』が鎌倉後期に著されたという違いは、文化史や古文でも生徒が間違える部分なので、「方丈記」=鎌倉前期・「徒然草」=鎌倉後期」と生徒に書き込ませています。

まず、「治承四年」が1180年であることは、史料が福原京遷都であると判別できれば推察できるので「治承四年=1180年」を覚えさせる必要はありません。その判別基準のキーワードになるのが1行名の「にはかに都遷り侍りき」(「都」とは急な遷都なので平清盛が福原京へ遷都したことを指す)の部分です。そして、桓武天皇時に平安京に遷都されてから400年以上経過したのに、急に遷都されることに鴨長明も驚いているわけですが、史料文中では平安京の始まりを嵯峨天皇と記述しています。これは810年に起きた菓子の変で平城京を拠点とした平城上皇と、平安京を拠点とした嵯峨天皇の「二所朝廷」の時期があったので、その際に平安京が都として確定したという鴨長明独自の歴史観からでしょうが、現在の歴史教科書でも平安京遷都は794年の桓武天皇時となっているので、単純に誤りの記述です。

そして、4行目に移ると、「帝をはじめとして大臣・公卿の全てが新都へお移りになった。」とあり、1180年に平清盛が高倉天皇と平徳子(建礼門院)の子である安德天皇を即位させているので、「帝」は「安德天皇」を指します。その後の「人の心みな改まりれて、たゞ馬・鞍をのみ重くす。牛・馬を用する人なし。西南海の領所を願ひて、東北の庄園を好まず。」は全く問われないのでスルーで良いですが、現代語訳に注釈をつけておいたように「人の考え方も変化して、(武家風に)馬・鞍ばかりが大切にされている。(公家風に)牛や馬を用いる人はいない」のは、当時の風俗が公家風から武家風へと急速に転換しつつあったことを示し、「西海道(九州)・南海道(四国)方面の領地をもらうことを願って、東国・北陸方面の庄園を好まない」のは、西南海とは西海道・南海道のことで、いずれも平氏の勢力範囲。伊豆で挙兵した源頼朝・木曾で挙兵源義仲などがおり、東北は東海道・東山道・北陸道で源氏の勢力が強く、庄園年貢の徴収状況などがよくなかった。」からです。

7行目以降の「津の国(摂津国)」の「今の京(福原京)」は、土地は狭く面積はなくまだ完成もしていない一方で、「古京(平安京)」はすでに荒廃してしまっている、と嘆いている様子がわかります。

回 寿永二年十月宣旨(東国支配の承認)『玉葉』by 九条兼実

(①寿永二年閏十月十三日)……又語りて云く。……抑、東海・東山・北陸三道の庄園国領、本の如く領知すべきの由、宣下せらるべきの旨、頼朝申し請ふ。仍て宣旨を下さるるの処、②北陸道許りは義仲を恐るるに依り…其の宣旨を成されず。頼朝これを聞かば、定めて鬱を結ぶか。……

〔①1183年 ②頼朝は東海道・東山道・北陸道の軍事的支配権の承認を朝廷に要求したが、後白河法皇は都を占拠している源義仲に配慮し、北陸道を除外して、頼朝の東海道・東山道の軍事的支配権を認めた。〕

【現代語訳】

(寿永二年(1183年)10月13日)……また仰せられた。……そもそも、東海道・東山道・北陸道三道の庄園・国衙領は以前のように領主・国衙が支配するよう命令を下していただきたいと源頼朝が朝廷に申請した。そこで宣旨が下されたのだが、北陸道だけは源義仲を恐れ、その命令が下らなかつた(後白河法皇は都を占拠している源義仲に配慮し、北陸道を除いて、源頼朝の東海道・東山道の軍事的支配権を認めた)。源頼朝がこのことを聴けば、きっと不満に思うことであろう。

1183年に源義仲が入京すると、義仲軍による京都での乱行が横行し、後白河法皇は源頼朝に源義仲追討を命じました。そこで、源頼朝は東海道・東山道・北陸道の軍事的支配権を朝廷に要求し、「寿永二年(1183年)」に寿永二年十月宣旨が出されます。ただし、後白河法皇は都を占拠している源義仲に配慮して北陸道は除き、朝廷が源頼朝の東海道・東山道の軍事的支配権を承認しました。

ここまでは、テキスト内で全て学習済みの内容なので、史料の解説はほとんどせずにサラッと進めることができると思いますが、最後に史料の典拠である九条(藤原)兼実の日記『玉葉』はまだ授業内で登場してきていないため、軽くスルーするか今後登場することを補足しておきましょう。

回 守護・地頭の設置—設置の経緯—『吾妻鏡』

(①文治元年十一月)十二日辛卯。……凡そ今度の次第、関東の重事たるの間、沙汰の篇、始終の趣、太だ思し食し煩ふの処、因幡前司③広元申して云く、「世已に④澆季にして、⑤梟悪の者、尤も秋を得るなり。天下に反逆の輩有るの条、更に断絶すべからず。而るに東海道の内に於いては、御居所たるに依て、⑥諛讒せしむと雖も、⑦奸濫を定めて他方に起らんか。これを相鎮めんが為、毎度、⑧東土を發遣せらるゝは、人々の煩ひなり。国の費えなり。此の次を以て、諸国に御沙汰を交へ、国衙・庄園毎に、守護・地頭を補せられれば、強ちに怖るゝ所有るべからず。早く申し請はしめ給ふべし」と云々。⑨二品、殊に⑩甘心し、此の儀を以て⑪治定す。本末の相応、忠言の然らしむ所なり。

〔①1185年 ②源頼朝の弟の義経と叔父の行家が反逆し、後白河法皇が頼朝追討の院宣を下したこと ③大江広元 ④末の世 ⑤極悪な行いをする者 ⑥安らかに治まっている ⑦悪賢く、秩序を乱す者 ⑧関東武士 ⑨源頼朝 ⑩満足 ⑪決定する〕

【現代語訳】

(文治元年(1185年)11月)12日辛卯。……そもそも今度の経緯(源頼朝の弟の義経と叔父の行家が反逆し、その動きを利用して後白河法皇が頼朝追討の院宣を下したこと)は幕府にとって重大事なので、どう扱うべきか、事の処置について源頼朝が非常に悩んでいたところ、前因幡守の大江広元が次のように申し上げた。「この世もすでに末世となって、凶悪な者がはびこるには好都合な時期です。世の中の反逆者が出て、それを根絶することはできないでしょう。ただ、東海道は頼朝公の根拠地であ

るために穏やかですが、秩序の乱す者はきつと他の地域で起こることでしょう。これを鎮圧するために、その都度東国武士を派遣することになれば、人々の重荷となり、国費の無駄ともなります。そこでこの機会に、諸国に命令を出し、**国衙領・荘園**ごとに**守護・地頭**を任命すれば、それほど恐れることはありません。早急に朝廷に申請なさるべきでしょう。」**二品**(二位の別称で**源頼朝**をさす)はこの意見に感心され、この方針で決定した。論理一貫し、真心のこもった(大江広元の)忠告がそうさせたのである。

『守護・地頭の設置—設置の経緯—』の史料は授業で扱った内容がメインで、一部史料対策しなければいけない部分がある程度なので、比較的わかりやすい史料です。ただし、出典の『**吾妻鏡**』は13世紀後半以降に編纂されたもので、ところどころ当時の実情とは異なる記述が散見されます。生徒はまだ文化史などで学習していないため、**「鎌倉幕府の(編年体による)歴史書」と書き込ませ、史料の出典として頻出であることを指摘**して対応しておきましょう。

まず、「**文治元年**」が**1185年**にあたることは、史料文全体を読んで「守護・地頭の設置」であることを判別できれば回答できるので覚えさせる必要はありません。続いて、「**今度の次第**」は平家一門の滅亡後、**源頼朝**の弟の**源義経**・叔父の**源行家**が反逆し、**後白河法皇**が**源頼朝**追討の院宣を下したことを指します。おそらく**生徒から「なぜ義経追討ではないのか?」という質問があると思うので、「この後に義経追討に変わるけど」と布石を打っておくと質問対応の面倒さは回避できます(笑)**。正確に説明すると、頼朝追討の院宣が下されたのが10月18日で、源頼朝が源義経・源行家追討のため鎌倉を出発したのが10月29日、この後に義経・行家追討の院宣が下されたのが11月7日、史料文は11月12日の日付になっており、守護・地頭設置の交渉が行われるのは11月28日になります。この史料文の日付である11月12日というのは大江広元が守護・地頭の設置を建議した日付ですが、「幕府にとって重大事なので、どう扱うべきか、事の処置について源頼朝が非常に悩んでいた」のは、源頼朝追討の院宣が発せられた10月18日以降の幕府内の混乱状況を指していると考えるのが妥当だからです。

そして、**大江広元**が「**東海道**は頼朝公の根拠地であるために穏やかですが、秩序の乱す者はきつと他の地域で起こることでしょう。これを鎮圧するために、その都度東国武士を派遣することになれば、人々の重荷となり、国費の無駄ともなります。そこでこの機会に、諸国に命令を出し、諸国に**守護**、**荘園**・**国衙領(公領)**に**地頭**を任命すれば、それほど恐れることはありません。早急に朝廷に申請なさるべきでしょう。」と建議し、「**二品**(正二位の官位を賜った**源頼朝**を指す)」の頼朝はこの意見に感心して、北条時政を派遣して11月28日に朝廷と守護・地頭の設置の交渉を行うこととなります(この交渉過程は史料『守護・地頭の設置をめぐる交渉』で扱います)。

ここで、生徒に指導すべき点は史料文中の「広元」・「庄園」についてです。学校の定期テストなど各先生方の基準によるとと思いますが、入試問題で「空欄に当てはまる人物名・語句を記しなさい。」と出題された場合は、史料原文に合わせる必要はなく、人物の場合は苗字も入れて記し、語句が旧字体になっている場合は教科書で学習している語句で記せばよいので、史料2行目「広元」の箇所は「**大江広元**」、4行目「庄園」の箇所は「**荘園**」と記すことを指摘してあげてください。

また、史料5行目の「**二品**」は正**二位**の官位を賜った**源頼朝**を指しますが、史料『承久の乱—尼將軍北条政子の演説—』でも再度「**二品**」が登場し、その場合は従**二位**の官位を賜った**北条政子**を指します。<授業解説(北条氏の台頭)>では、そのことを説明していますが、誰がどの官位を賜ったのかなんて生徒は知る由もないので、「**二人で一つの夫婦を指すと思いなさい**」と教えるのが効率良いと思います。

授業展開書要約版「守護・地頭」

①テキスト中央下(左側)の鎌倉幕府の職制を説明→**治承・寿永の乱の過程で設置された役職(下線部なし)とのちに新設される役職(下線部あり)に分けられていることを生徒に指摘**

→執権(将軍の補佐)・連署(執権の補佐)・評定衆(有力御家人から任命)・引付衆(裁判専門)までが**鎌倉(中央)に置かれた役職**であるのに対して、守護・地頭以下は**地方に置かれた役職**であること、つまり「**ここまでが中央の鎌倉、地方には…**」を接続詞にすればスムーズに説明できます。地方に新設された役職としては、京都守護が六波羅探題にバージョンアップ(承久の乱後に設置)・鎮西奉行が鎮西探題にバージョンアップ(承久の乱後に設置)・奥州総奉行は特に東北では大きな内乱も起きていないためバージョンアップはされず

<覚え方>

- <①京都守護は承久の乱後に六波羅探題・鎮西奉行は元寇後に鎮西探題→バージョンアップ後は“探題”>
- <②奥州総奉行は特に戦乱は起きなかったため、バージョンアップはされず総奉行のまま>

②職制を説明した後に**講奏(公卿)の説明を忘れて飛ばしやすいので要注意**

(1) この時代は、**東国は幕府(武家政権)・西国は朝廷(公家政権)の公武二元支配(ここを捨て板書したまま消さずに残しておくか PDF “公武二元支配” を見せれば①の説明が楽になります)**

(2) そこで、源頼朝追討の院宣が出された際に後白河法皇に要請して、源義経に味方した公卿をクビにし、朝廷に対する頼朝の影響力を強めるために1185年に**講奏(講奏公卿)を設置**

(3) 10名の公卿が指名され、その一人が日記『玉葉』で有名な九条(藤原)兼実(翌年摂政に就任→のち関白)

↓

③テキスト中央下(右側)の**鎌倉幕府の経済基盤へ**→関東御領・関東御分国は、**30カ国の知行国・500箇所の荘園を経済基盤とした平氏政権と同じ(西国か東国かの違いはありますが)**であることを説明すれば即終了です

<守護・地頭の教え方順序>

御家人・守護・地頭・封建制度の教え方は一番難しいところですが、「**御家人→地頭→封建制度→守護**」の順序が最も理想的です。守護の権限の一つである大番催促は「御家人が京都大番役に奉仕するよう催促・指揮すること」なので、守護よりも**先に御家人や封建制度の京都大番役を説明しておかなければ成り立たないから**です。

④テキスト左下の**図解 NOTE① “公武二元支配” に移ることを指示して、図解 NOTE① “公武二元支配” の既書き込まれている箇所を板書(名主・下人・所従は省略して大丈夫です)+空きスペースに10行ほど書き込むことも指示**

↓

⑤荘園になった生徒と国衙領(公領)になった生徒を確認→藤原頼長や平清盛と主従関係を結んでいた場合などを例に出して(荘園領主が没落するケース)、**一所懸命の由来や所領(生徒の机・椅子)を安堵(保障)されることが如何に重要かを生徒にイメージさせましょう**

↓

⑥**板書で「在地領主は所領支配を保障してもらうため主従関係を結ぶ=御家人」まで書き込んだら、将軍と生徒(御家人)の間で主従関係を結ぶ者は御家人、結ばなかった者は非御家人となる**

→**図解 NOTE “公武二元支配” の一番下のスペースに「将軍と主従関係を結ばなかった武士=非御家人」を板書して書き込ませる(ここを飛ばしてしまうと御成敗式目や永仁の徳政令の説明が面倒になるので気をつけてください)。**

※私自身は自分(先生)を将軍と例えて説明しますが、生徒で手を上げずに御家人になる者が少ないと結構凹むので、⑤で所領が没収される可能性があるこの時代の恐怖を植え付けさせています(笑)

↓

⑦御家人となった生徒を相手に、口約束ではなく契約書の重要性を説明→**PDF 写真“地頭補任状”を用いて地頭に任命される者には「地頭(職)補任状」が届く(源頼朝が1192年に下野国の御家人小山朝政に宛てた下文)**

→**図解 NOTE① “公武二元支配” の板書に「→」と「地頭」「任命」を追加**

※ただし、**PDF “公武二元支配” より鎌倉幕府の影響力から「東国御家人は地頭に任命される者が多かったが西国御家人は地頭に任命される者は少なかった」ことをテキスト枠外の下に追加板書(御家人=地頭ではない)**

⑧御家人となった者には**御恩として本領安堵・新恩給与、奉公として軍役・番役の負担を板書 + 解説**

→将軍と御家人は土地給与⇔軍事力を通した主従関係で、関東御領や関東御分国からの収入があるので**将軍に税を納めることはない、ことまでを追加板書**

※私自身は新恩給与を説明する際に、御家人となった生徒を指名して承久の乱などで活躍したら新恩給与として生徒が座っているところから遠い席(空いている席)を与えています。兄弟がいれば兄が関東の土地を相続し、弟は西日本の土地などを相続することで、一族・一門・一家が各地に散らばっていくことになるイメージを付けられるからです(のちの単独相続の一般化により惣領制が崩壊し、西日本の土地を相続した弟はその土地に根付いて「いざ鎌倉」の命に従わずに地縁的に結びついていく鎌倉後期～南北朝時代の前フリです)。



⑨テキスト右下の**図解 NOTE②「封建制度」に移ることを生徒に指示して、PDF「封建制度」で差し示しながら先ほどの御恩・奉公の関係をチェック**

- (1) ⑦の※を説明していれば、本領安堵が主に地頭に任命されることの「主に」の意味が伝わります
- (2) 軍役の「いざ鎌倉」を追加する際も⑧の※を説明しておくことで遠方から駆け付けるイメージも付きやすい
- (3) 鎌倉番役・京都大番役の際には**番役を強く発音すれば意味が伝わります**(元寇時の異国警固番役も番役なので)



⑩**図解 NOTE「封建制度」のすぐ上にある守護(5行)・地頭(3行)の説明に移ります。最初は地頭の説明→次に守護の説明**(地頭は⑦で説明済みなのですぐに終わります)

→**守護の初期の職名である惣追捕使・国地頭についてはさうと誤魔化すのが一番案です**(理由は詳細版を参照)。

※惣追捕使・国地頭・荘郷地頭の違いを説明するならば、PDF「荘郷地頭と国地頭の違い」があります



⑪守護の職務である大犯(だいぼん)三箇条のうち、**謀叛人・殺害人の逮捕を先に説明**

- (1) **大番催促が国内の御家人(地頭に任命されていない御家人にも当てはまる)に京都「大番」役に行くよう命令・催促する権限を説明**
- (2) ただし、**設置当初は義経逮捕を目的としているので給与を支給**
- (3) それが**国内の荘園・国衙領(公領)を問わずに徴収できる段別 5 升の兵糧米**
- (4) but **収入の一部を持っていかれることになる荘園領主や国司の反発によって兵糧米は翌年廃止**

※私自身は授業内で守護を務めたい者を挙手させています(室町時代の守護大名のイメージから、鎌倉時代の守護も強大な権限を持っていると思っている生徒が大半です)→**鎌倉時代の守護がしゅごくないこと**(普段ダジャレを言っていないと意外にウケます)、臨時ボーナスとして国内の荘園・公領を問わずに段別 5 升の兵糧米を徴収できること、速攻で兵糧米が廃止になることを説明しています(**鎌倉時代の守護があくまでも警察であったことに對して、南北朝時代に守護が権限を強化して守護大名に成長するための前フリです**)



⑫時間に余裕があれば以下について触れておくと、のちの守護大名の説明や質問対応が楽になります

- (1) 全国的な意味での公武二元支配(西国の朝廷=公家⇔東国の幕府=武家)、
- (2) **一国内における公武二元支配(国司の行政権=公家⇔守護の警察権=武家)は PDF「一国内の公武二元支配」**
- (3) 荘園公領内における(地頭の主従関係における荘園領主・国司=公家⇔将軍=武家)

※時間に余裕があれば、史料「守護・地頭の設置をめぐる交渉①・②」を説明(解説は詳細版)

授業展開書－詳細版(史料解説)－「守護・地頭」

㊦ 守護・地頭の設置をめぐる交渉①－幕府の記述－『吾妻鏡』

(①**文治元年**十一月)廿八日丁未、諸国平均に**守護・地頭**を補任、②権門勢家庄公を論ぜず、**兵糧米**段別**五升**を宛て③課すべきの由、今夜、④**北条殿**、⑤藤中納言経房卿に謁し申すと云々。

〔①**1185年** ②莊園・国衙領(公領)を問わず ③徴収する ④**北条時政** ⑤中納言藤原経房〕

【現代語訳】

(**文治元年**(1185年)11月)28日丁未、国ごとに**守護・地頭**を補任し、権勢をもつ貴族の莊園・国衙領を問わず、**兵糧米**を1段につき**5升**の割合で徴収するよう、今夜、**北条殿**(**北条時政**)が中納言藤原経房卿に謁見して申請したということである。

㊦ 守護・地頭の設置をめぐる交渉②－公家の反発－『玉葉』by 九条兼実

(①**文治元年**十一月)廿八日丁未、陰晴定まらず。伝へ聞く、**頼朝**の代官②**北条丸**、今夜③経房卿に謁すべしと云々。又聞く、伴の④**北条丸**以下の郎従等、相分ちて**五畿・山陰・山陽・南海・西海**の諸国を賜はり、⑤**庄公**を論ぜず、**兵糧**段別**五升**を宛て⑥催すべし。嘗に**兵糧**の催のみに非ず、惣じて以て田地を⑦知犯すべしと云々。凡そ言語の及ぶ所に非ず。

〔①**1185年** ②**北条時政**。北条丸の丸は蔑称 ③中納言藤原経房 ④**莊園**と**国衙領(公領)** ⑤徴収する ⑥支配する〕

【現代語訳】

(**文治元年**(1185年)11月)28日丁未。晴れたり曇ったり。伝え聞くところによると、**源頼朝**の代官の**北条丸**(**北条時政**)という者が今夜藤原経房卿に謁見したという。きっと重大な事柄を申し上げたのであろう。さらに聞くところによると、あの**北条丸**(**北条時政**)をはじめとする頼朝の家来達が、**五畿・山陰・山陽・南海・西海**の諸国を分割してもらい受け、**庄公**(**莊園・国衙領**)を問わず、**兵糧米**を1段につき**5升**の割合で徴収するらしい。これは単に**兵糧米**の徴収だけでなく、すべて田地を支配するものだという。まったく言語道断のことである。

上記の史料『守護・地頭の設置をめぐる交渉(幕府の記述・公家の反発)』(11月28日)は、史料『守護・地頭の設置－設置の経緯－』(11月12日)とは異なり、非常に難解な史料になります。**授業で説明する際は大きなたく説明に留めておき、詳細を知りたい生徒には最後に記述する国地頭の存在についてまで掘り下げて質問対応するのが妥当かと思ひます。**なお、大きなたく説明で済みます場合には、以下の説明で十分です。

11月12日の大江広元による守護・地頭設置の建議を受けて、「**文治元年(1185年)**」11月28日に**源頼朝**は代官として**北条時政**を朝廷に派遣して(テキストで「→**北条時政**を派遣」と頻度を下げているのは、史料で問われる際の頻度が異なるためです)、**守護・地頭**の設置を朝廷に要請します。その結果、「**文治の勅許**」といわれる勅許で、国内の**莊園・公領(国衙領)**を問わずに段別(1段(反)の土地につき)**5升**の**兵糧米**を徴収する権利を獲得しますが、**莊園領主・国司の反発**にあい翌**1186年**に**廃止**されることとなります。

この11月28日という同じ日の出来事を淡々と記述しているのが鎌倉幕府の歴史書である『**吾妻鏡**』であり、逆に怒り心頭で記述しているのが**九条(藤原)兼実**の日記『**玉葉**』です。

前者の『**吾妻鏡**』を要約すると、「**文治元年(1185年)**、諸国に**守護・地頭**を設置し、**莊園・国衙領**を問わずに**兵糧米**を1段(反)の土地につき**5升**の割合で徴収することを**北条殿(北条時政)**が藤原経房に謁見して申請した」と、「**北条殿**」という丁寧語を用いていることから、**鎌倉幕府側の記述『吾妻鏡』であると判別できます。**

一方で、後者の『**玉葉**』を要約すると、「**文治元年(1185年)**、聞くところによると**源頼朝**の代官の**北条丸(北条時政)**が藤原経房に謁見したという。…(省略)…**庄公(莊園・国衙領)**を問わず、**兵糧米**を1段につき**5升**の割合で徴収するらしい。…(省略)…まったく言語道断である。」と、「**北条丸**」という蔑称を用いていること、最後に言語道断であると怒っていることから**公家側の記述九条(藤原)兼実の日記『玉葉』であると判別できます。**

※以下は九条兼実の日記『**玉葉**』で「…(省略)…」とした部分を理解するためには**国地頭**について理解していないと説明不可能であるため、非常に細かな内容を記していきます。

まず、前提として以下の時系列をまとめておきます。

- (1) 後白河法皇が源義経・行家に源頼朝追討の院宣を下したのが 10 月 18 日
- (2) 源頼朝が源義経・行家追討のため鎌倉を出発したのが 10 月 29 日
- (3) この後に頼朝の圧力により後白河法皇が源頼朝追討の院宣を撤回
→源頼朝に源義経・行家追討の院宣が下されたのが 11 月 7 日
- (4) 源頼朝が北条時政を朝廷に派遣して守護・地頭の設置を要請し、**文治の勅許**が下されたのが 11 月 28 日
文治の勅許とは朝廷が源頼朝に対して諸国への守護・地頭の設置・任免権など以下のものを認めたものです
- (1) 国ごとに**守護**、荘園・国衙領(公領)に**地頭**を設置する権利を獲得
- (2) 1段(反)の土地につき(段別)**5 升の兵糧米**を徴収する権利を獲得
- (3) 諸国の在庁官人(国衙で実務を行う地方役人の総称)を支配する権利を獲得
- (4) 源頼朝の要請により、源義経に味方した公卿を解任
→朝廷に**議奏(議奏公卿)**(政務を合議して奏上する公家 10 名を任命)を設置
ex. **九条(藤原)兼実**(源頼朝の推挙で議奏公卿となり、のち摂政・関白に就任)

ただし、ここで気をつけていただきたいのが(1)と(2)です。そもそも守護・地頭という名称は 1185 年当時には用いられておらず、初期は惣追捕使・国地頭や荘郷地頭の名称なので、(1)の守護・地頭という名称を用いているのは 13 世紀後半という後世に編纂された『吾妻鏡』であり、当時のタイムリーな日記として記されていた『玉葉』に守護・地頭の記述はありません。また、(2)の段別 5 升の兵糧米を徴収する権利が誰に与えられたかという点ですが、この権限を獲得したのは荘園・国衙領に設けられた**荘郷地頭**ではなく、一国単位に設けられた**国地頭**であるとされています。

< 荘郷地頭と国地頭・惣追捕使 >

惣追捕使は、平安時代に諸国に設置されていた**追捕使**や御家人を統率することを任務とし、「惣」とは「総」と同じで「すべて・全体」という意味になります。つまり、追捕使を取りまとめる総合職であり、こののちに**国地頭**が廃止・衰退していくことに伴って守護に統一されることになる役職です。

一方、地頭に関しては**荘郷地頭**と**国地頭**の 2 種類があるため勘違いをする先生や生徒が多々見受けられます。

まず、**荘郷地頭**は“**荘**”園や国衙領(公領)の郡・“**郷**”・保を単位として、平家没官領(平家一門から没収した 500 箇所の所領)や謀叛人の没収地に設置されたもので、のちの地頭に初期は“**荘郷**”が付いていただけのもの。ゆえに、彼らの**得分**(給与)は従来の荘園領主との間に取り決められていた分になります。

それに対して、**国地頭**は文治の勅許(1185 年に源義経追討を目的に、朝廷に要求して得た勅許)を契機に畿内(五畿)・西国(山陰道・山陽道・南海道・西海道)の一“**国**”単位(一国ごと)に設けられたものです。つまり、一国に一人しかいない特別枠の地頭で、その国地頭が有したのが国内の**荘園・国衙領(公領)**を問わずに段別(1 段の土地につき)**5 升の兵糧米**を徴収する権利や田地の知行権です(この段別 5 升の兵糧米を“**荘郷**”地頭の給与と勘違いして、(荘郷)地頭の給与と教える先生がいますが、兵糧米はのちの守護にあたる“**国**”地頭の給与です)。しかし、荘園領主や国司の収入源にまで介入することになるので、各地で多くの反発・混乱を招いて兵糧米も**国地頭も翌年(1186 年)に廃止**されました。この国地頭の衰退によって惣追捕使に吸収される形で、その後の守護の職務は大犯三箇条という警察権・軍事指揮権のみになったのでしょうか(近年は**国地頭**の存在そのものを否定する見解もあります)。

< 守護・地頭の設置 >

- ① 守護の設置(初期は**惣追捕使・国地頭**と呼ばれ、各国に一人ずつ主として東国出身の有力御家人を任命)
 - (1) **国地頭(五畿・山陰道・山陽道・南海道・西海道)**の諸国に設置することを認められる
→**荘園・国衙領(公領)**から 1 段の土地につき(段別)**5 升の兵糧米**を徴収し、国内の田地を知行
but 国司・荘園領主(貴族・大寺社)からの反発により、**兵糧米の徴収権は翌年に廃止される**(国地頭は早く衰退)
 - (2) **惣追捕使**(国地頭の衰退により惣追捕使の地位のみ残り、のちに守護の名称に統一される)
→諸国の治安維持・国内の御家人の統率にあたる
- ② 地頭の設置(初期は**荘郷地頭**と呼ばれ、將軍と主従関係を結んだ御家人を任命)
→**荘園・国衙領(公領)**からの年貢徴収・納入、治安維持にあたる

九条(藤原)兼実の『玉葉』で述べられている以下の内容は国地頭に関することであるとわかります。

「又聞く、件の^②北条丸以下の郎従等、相分ちて^③五畿・山陰・山陽・南海・西海の諸国を賜はり、^④庄公を論ぜず、^⑤兵糧段別五升を宛て^⑥催すべし。番に兵糧の催のみに非ず、惣じて以て田地を^⑦知行すべしと云々(さらに聞くところによると、あの北条丸(北条時政)をはじめとする頼朝の家来達が、^⑧五畿・山陰・山陽・南海・西海の諸国を分割してもらい受け、^⑨荘公(荘園・国衙領)を問わず、^⑩兵糧米を1段につき5升の割合で徴収するらしい。これは単に兵糧米の徴収だけでなく、すべて田地を支配するものだという)。」

このように、^⑪国地頭が設置された畿内(五畿)・西国(山陰道・山陽道・南海道・西海道)に言及しており、^⑫荘園・公領(国衙領)を問わずに段別5升の兵糧米を徴収する権利や、さらに田地の知行権について激怒していることがわかります。なお、鎌倉幕府の歴史書『吾妻鏡』は13世紀後半以降に編纂されたものなので、1185年設置当初の名称ではない「^⑬守護・地頭」と記述されているのでしよう。

授業展開書要約版「武士の生活・惣領制」

- ①御家人→封建制度→地頭→守護の説明が終わったら、「武士の生活」を先に説明していくことをお勧めします
→守護・地頭も土地制度史であり、武士の生活と惣領制も土地制度史に関連するため説明がスムーズになります
※ここで「武士の生活・惣領制」を説明しておけば、その後の「北条氏の台頭(授業解説資料あり)」→「承久の乱(授業解説資料あり)」→「本領安堵による本補地頭に対して、新恩給与による新補地頭を任命(授業解説資料あり)」→東国武士の一族が西国など各地に散らばっていく、流れにもっていくことが出来ます。
- ↓
- ②PDF「武士の生活」を用いて、**将軍と主従関係を結んだ御家人が地頭に任命されることを追加で書き込ませます**→その後は、もとの主人である荘園領主に年貢・公事を納め、下級階層にあたる有力農民の名主、隷属農民の下人・所従から年貢・公事・夫役を徴収することを確認させ、**復習として「年貢(米)・公事(特産物)・夫役(労役)」を覚えていない生徒に書き込ませます。**
- ↓
- ③その下人・所従のうち、鎌倉時代に二毛作が始まったことなどで農業生産力が向上したことで、**小作人と同じような小農民の作人を説明して、名主が土地を貸し与えて小作料(土地代)として加地子を徴収する際に、土地代の「地」に丸をつけるなどして、律令制度で出てきた「地子」に「加」えて徴収する課徴分の地子であることを付け加えて説明する**といいでしょう
- ↓
- ④この後に武士の屋敷である館(堀之内)の説明に入ります→PDF写真「一遍上人絵伝」を用いて(PDF「武士の生活」とPDF写真「一遍上人絵伝」の両方を見せながら説明すると一番伝わりやすいです)、以下の順で図解された語句の確認
- (1) PDF 写真「一遍上人絵伝」の屋敷に堀があり、堀の周りに堀(土塁)があることを図解と対応させて確認
 - (2) (1)の「堀」がある「内」側だから、武士の屋敷を館または「堀」之内と呼ぶ
 - (3) PDF 写真「一遍上人絵伝」の屋敷の右下出入口のところに物見用に矢倉があることを図解と対応させて確認
 - (4) PDF 写真「一遍上人絵伝」の屋敷の左下側に田んぼのようなものがあり、佃・門田を図解と対応させて確認
※(1)・(2)の順だけ気をつけて、(3)・(4)は先に説明しても大丈夫だと思います
 - (5) PDF 写真「一遍上人絵伝」の屋敷の上部に主な生活スペースである母屋があり、右側に建物(持仏堂)がある
- ↓
- ⑤PDF写真「一遍上人絵伝」ではカットしていますが、図説などの写真ではさらにその右側に**厩(馬小屋)もあります**
→**ここで飼育している馬を用いて、武芸の訓練である騎射三物の説明に移ります**
- (1) 笠懸はPDF写真「男衾三郎絵巻」も重要であること、
 - (2) 流鏑馬は有名な素材写真がないので先生自身の動きで3連射であること、
 - (3) 犬追物はPDF写真「犬追物」で説明できますが「動物虐待・かわいそう・残酷」だとか面倒な生徒もいるので、**犬は千々七みたいな犬ではなく日本犬で、矢の先端は丸いこと(鏑矢といひます)を補足しておきましょう。**
 - (4) ただ、騎射三物に含まれない巻狩は山などで鹿やイノシシを狩る実践的な訓練ですが、動物虐待ではないのですかね？
- ↓
- ⑥テキストの「御家人」から右に「=」で繋がっている惣領に移り、**ここから惣領制を板書→鎌倉幕府の「将軍⇔御家人の関係」を「御家人制」と言いますが、その土台をなした一族間の「一族の長⇔一族」の関係を「惣領制」と言います**
→惣領制では惣領が絶対であり、一族間の訴訟問題に関しては「父が長男ではなく次男に土地を相続させた場合」でも、惣領の権限に鎌倉幕府も介入しません(東大1985年・2015年大問2が参考例)
- ↓
- ⑦一族の長である惣領と嫡子・庶子がおおり、鎌倉前期は分割相続が行われるので、**男女ともに土地を相続することを板書で追加→惣領がもつ100の土地を嫡子・庶子へ33ずつ相続**(例えなので、数字は他の数字でも大丈夫です)
- (1) **この分割相続を前提として成り立っているのが中世武士団の血縁的な結びつきである惣領制であることをテキストで確認**
 - (2) **惣領制の下にある鎌倉時代の相続形態である鎌倉前期=分割相続を確認させる**

(3) **土地制度は生徒を巻き込むのが最もわかりやすいと考えていますが、ここで私は兄弟・姉妹のいる生徒に分割相続であれば兄弟・姉妹間の相続争いは起きないことを確認させます。そして兄(姉)が関東の土地を相続し、弟(妹)が承久の乱後に新恩給与された九州地方・中国地方・四国地方などの西国へ派遣されると例えています**



⑧招婿婚(婿入婚)から**鎌倉時代になると嫁入婚に変わっていく**ので、庶子である女子に相続させた土地は、**本人一代限り認めるが死後は返す一期分**へ

→**鎌倉時代の相続形態である鎌倉中期 = 一期分を確認させる**



⑨惣領制の板書に戻り、惣領がなくなると嫡子が新惣領に、新惣領に嫡子(1人)・庶子(2人)が生まれる→分割相続を続けると嫡子・庶子の相続する土地は11と、以前の100から10分の1になってしまうため、単独相続へ

→**鎌倉時代の相続形態である鎌倉後期 = 単独相続を確認させる**



⑩嫡子単独相続に移行したことで、所領を相続できなかった**庶子は嫡子の家臣化 or 独立を板書(この庶子が一門から独立していくことで、血縁的な結びつきが崩れていったことを「惣領制の崩壊」といいます)**

※ここで、また別の兄弟・姉妹をもつ生徒に質問をしてみて、兄(姉)に従っていく場合は家臣化、兄(姉)に従わずに独立していく場合は独立 = 「血縁的な結びつきが崩れる」ことを例に出すとわかりやすいと思います

⑪テキストの分割相続の下にある3行ほどのスペースに板書

(1) 「**惣領制(血縁的結合)→単独相続の一般化(庶子が一族・一門から独立)→惣領制の崩壊(地縁的結合)**」

(2) ここで、**先ほどの「①」で触れた分家にあたる庶子は地方に赴任しており、特に元寇後は惣領から土地を新たに与えられる可能性はなくなったので、本家にあたる惣領の命令に従わず、その土地(在地)に根付いて地縁的な結びつきになっていくことに触れておく**とよいでしょう

(3) **さらに、先ほどの「①」(3)で出てきた生徒(弟・妹)にまた質問をして、西国に赴任していて本家から新たに土地をもらえる可能性はないため、関東に住む兄(姉)からの「いざ鎌倉」の命令には従わずに、その土地(在地)に根付いて地縁的な結びつきが変わっていくことを説明するとわかりやすいと思います**



⑫こうした**南北朝時代以降、地縁的に結びついた在地領主(武士)を国人**といいますが、のちに南北朝時代になれば兄弟間で相続争いが起きて、兄が北朝に属したら弟は南朝に属して対抗していくなど、なぜ南北朝の動乱が60年もの長期にわたって中央・地方の全国的な動乱になったのかの前フリになります

授業展開書要約版「執権政治」

①1224年に北条義時が死去したことで、京都から鎌倉に戻り**北条泰時が3代執権に就任(語句チェック指示)**

→さらに翌年1225年に尼將軍の北条政子が死去したことで、北条氏と有力御家人による合議制の政治体制へ

(1)そこで、承久の乱で鎌倉から京都へ派遣された幕府軍の総大将であり、乱後に設置された六波羅探題にも任命された**叔父の北条時房を執権の補佐役である連署に任命**(つまり、北条泰時と時房は3回ワンセット)

(2)ただし、執権・連署はともに北条氏から任命されるため、**有力御家人のための役職として評定衆を設けて**、これ以降は執権・連署・評定衆政務・裁判を合議する最高機関の評定で決定する執権政治を確立

(3)そして源実朝死後に頼朝の遠縁として2歳で鎌倉に迎えられ、摂政・関白を務めた九条道家(九条兼実の孫)の子である**九条頼経が1226年に正式に將軍宣下を受けて4代將軍に就任**(摂家將軍(藤原將軍)と呼ばれる)

↓

②これで政治体制は確立されたが、**テキスト右側の図解「NOTE 地頭の荘園侵略」に移ることを指示**

(1)**PDF「新補地頭」を用いて**承久の乱で朝廷側から没収した3000箇所の所領はほとんどが西国で、東国の御家人を新補地頭として任命するも、この新補地頭が問題となるので**PDF「新補地頭の西国進出」を用いる**

(2)承久乱後に西国へ進出した新補地頭は、公武二元支配における朝廷より幕府の優位性が明らかになったこと、鎌倉幕府の西国への支配拡大、さらに地頭の任免権が幕府にあることを背景に、**PDF「地頭の荘園侵略」を用いて荘園領主や国司への年貢を滞納する地頭が続出、この「地頭の荘園侵略」を板書して写させる**(あくまでも新補地頭は荘園領主(貴族・寺社)の領地である荘園の経営を管理する「代官」の立場に過ぎなかったが、畿内を拠点とする荘園領主の目が届かないことで、**在地(現地)で水害・干ばつ・台風など理由をあれこれつけて荘園領主への年貢を滞納**)。

(3)この**地頭のタチの悪さを示すことわざが「泣く子と地頭には勝てぬ」を紹介**(聞き分けもなく泣いている子供と、横暴な地頭には勝てないことから、道理の通じない者には争っても勝ち目はないという意味)

※土地制度が絡むので、私は「守護・地頭」の授業で地頭に任命された生徒に「生徒は九州に派遣された地頭で、先生が荘園領主だとしたら京都にいて目が届かないんだけど、年貢は納める？」など尋ねています

↓

③後白河法皇が守護・地頭の任免権を幕府に認めているため、荘園領主は地頭を罷免できず訴訟が激増

→先ほどの②で板書させた**「地頭の荘園侵略」から11行下・14行下の「地頭請」・「下地中分」に→を飛ばすよう指示**

(1)**PDF「地頭請」を用いて説明**→荘園の経営を地頭に請け負わせる

(2)**PDF「下地中分」・写真「伯耆国東郷荘」を用いて説明**→**下地(土地のこと)を荘園領主と地頭で中分(折半)する**

※本所と地頭両者の和解による**和与中分(和与=和解のこと)**・幕府が強制的に裁決する**強制中分**がある

※私自身は「守護・地頭」の授業で地頭に任命された生徒に「先生が荘園領主として、もう君たち地頭のタチの悪さは十分に分かった。荘園は自分の好きなように治めていいけど、毎年100万円でいいから年貢納めて」

→(1)生徒がOKの場合→じゃあ、解決したから下地中分は説明しなくていいな?

→(2)生徒がNOの場合→わかった、君のタチの悪さは十分にわかったから土地半文字(半分)にしよう

↓

④地頭は荘園領主への年貢滞納だけでなく、**農民にも圧迫・非法を行った**ので農民たちが抵抗し、団結して訴訟を起こしたり、集団で逃亡する者が多くなる

→地頭のタチの悪さを示す例として、さらに**紀伊国阿氏河荘民の訴状を紹介**→農民を、材木を切りに山へ駆り出したかと思えば、逃亡してしまった農民の土地に麦を蒔けとこき使い、**麦を蒔かないならばお前らの妻子を閉じ込めて「ミミヤキリ、ハナヲツキ、カミヤキリテ、アマニナシテ…」**と地頭の湯浅宗親による過酷な収奪を荘園領主に訴える

※時間に余裕があれば、史料「下地中分」と史料「紀伊国阿氏河荘民の訴状」を説明(解説は詳細版)

↓

⑤**図解 NOTE①「地頭の荘園侵略」の5行目(②)に戻ることを指示**→②・③で荘園領主は地頭を罷免できず訴訟激増

→but8行目のところで、地域による**道理(慣習や道徳)**や**先例(前例=以前の判決例)**の違いを指摘

(1)先例の具体例は鎌倉幕府に歯向かった後鳥羽上皇を隠岐に配流した**先例に基づき後醍醐天皇も隠岐に配流**

(2)道理の具体例は京都人の慣習が伝わりやすい→**「告白に対して考えさせて→お断りや」・「良い時計してはいますなあ→時間見いや」・「ぶぶ漬汁(お茶漬汁)でもどうです?→早く帰れや」**

⑥この道理と先例をまとめ、全国的に公平な裁判基準の必要性から**御成敗式目(貞永式目)を制定**
 →寛喜の飢饉による大混乱も背景であること、**のちの武家政権の法典・法令に影響を与えたことも忘れないように**



⑦**因解 NOTE “地頭の荘園侵略”の終了、テキスト左側の 4 行目に戻ることを指示**

→その後は以下のように説明

<ゴロ①>			
		人	に
	殺	(さつ)	人
1	2	3	2

- (1) **年号(西暦)の覚え方・51 箇条が憲法十七条の倍数「17×3」であることを説明**
- (2) 右大将家(源頼朝)以来の先例と武家社会の道理(慣習・道徳)に基づく最初の武家法
 →**源頼朝以来の先例や武家社会の道理である「武家独自の規定」は御成敗式目の内容③～⑤が具体例**
- (3) **PDF “御成敗式目”を用いて御成敗式目は幕府の勢力範囲(武家社会)＝御家人にのみ適用されることを説明**
 →**非御家人には適用されず**、朝廷の支配下である国衙領(公領)では**律令の系譜をひく公家法**、荘園領主(本所)の支配下である荘園では**本所法**が効用
- (4) プラスαの追加法は式目追加(御成敗式目制定後に必要に応じて発布された武家法の法令)
 →**順番を間違えて追加式目と覚えてしまう生徒がいるので、“式目追加”とだけ声に出しましょう**
- (5) 六波羅探題を務める**弟の北条重時に書状を送って、本所法や公家法を否定するものでないことを朝廷に報告**
 →**この「唯浄裏書本」の説明をすることによって、以下の史料に対応しやすくなります**

※時間に余裕があれば、史料「御成敗式目－式目制定の趣旨－と－式目の制定－」を説明(解説は詳細版)



⑧御成敗式目の内容を説明(③～⑤が**武家独自の規定＝道理であることを補足**)

- (1) **③の年起法はこの後の永仁の徳政令や後醍醐天皇の個別安堵法と関連する**ので必ず説明しておきましょう
- (2) **④の女人善子で女性の御家人や地頭もいた**ことに触れておきます
- (3) ⑤の悔い返し権は流しても問題ありませんが、一期分で惣領が女性に所領返還を求める法的根拠になります

※時間に余裕があれば、史料「御成敗式目－式目の内容－」を説明(解説は詳細版)



⑨**要注意！御成敗式目の説明後、裁判の迅速・公平化を図るため北条時頼時に設けられた引付衆に飛びます**

→北条時頼時の宮騒動→宝治合戦→皇族將軍の流れのために、引付衆は先に説明する方がスムーズになります
 ※鎌倉時代の裁判は**訴人(原告)と論人(被告)**のやり取りが3 回行われる三問三答→問注所が訴人(原告)からの訴状を受付・審査し、その後引付衆が訴人との三問・論人との三答を行い、最後に評定で判決を下します



⑩泰時の死を受けて孫の北条経時が4 代執権となる(1242)→**テキスト左側の執権ラインの経時(4 代目)・時頼(5 代目)を書き込ませる**→PDF “宮騒動”を用いて反北条勢力の中心に擁せられた九条頼経を4 代將軍から廃して、子の頼嗣を擁立して5 代將軍に就任させる(1244)→その2 年後に北条経時が死去し5 代執権に弟の時頼が就任すると(1246)、前將軍の九条頼経を押し立てて幕府の実権を奪おうとした名越光時(北条氏一族)の陰謀が時頼にバレて、名越光時は伊豆に配流・九条頼経は京都に送還される**宮騒動が起きる**

→**その宮騒動に関連したとして、九条頼経と近い関係であった三浦泰村が滅ぼされたのが宝治合戦**

※三浦泰村の滅亡によって得宗専制政治が開始されることになるが、それは得宗専制政治に触ればよい

→**九条頼嗣も反北条氏の陰謀事件のあおりで5 代將軍を廃されて京都に送還され、6 代將軍には念願の皇族から後嵯峨天皇皇子の宗尊親王を迎えて皇族將軍が誕生**

<ゴロ②>			
		人	に
	死	な	れ
	て	法	事
	合	戦	
1	2	4	7
		宝	治
※封印のゴロあります			



⑪北条時頼の死後は、6 代目北条長時(1256～1264)・7 代目北条政村(1264～1268)と続くが無視して(1268 年の蒙古牒状が届いた時の執権は政村)、18 歳で**北条時宗が8 代目執権就任をテキスト左側の執権ラインに書き込ませる**

→「人生元寇」の時宗なので、PDF “モンゴル帝国”を用いて**チンギスハンのモンゴル統一(1206 年なので13 世紀初期)と帝国の勢力拡大、孫のフビライが華北(中国北部)を支配し、大都を都とし国号を元と称する**(高麗の降伏が1259 年(1270 年に武臣政権が断絶し高麗王朝は服属したことで1270 年～1273 年に三別抄の乱)、蒙古牒状は1268 年、元を国号としたのは1271 年)、**テキストにおける時系列はスレまくるので年号(西暦)はスルーしてください**。なお、モンゴルが最大の目標としていたのは南宋攻略で、その一環として日本に朝貢させるための使者を派遣してくる

⑫高麗の王朝は服属するものの、高麗で特別編成された精鋭部隊の三別抄の乱(1270~73)による抵抗があったため、文永の役が遅れる要因となる→並行して 1268 年にフビライが高麗を通じて日本に国書を送る(宛先は日本国王である天皇の亀山天皇で、実際には幕府が対応しますが、史料で出てくる頻度は低いのでスルー)

※時間に余裕があれば、史料「蒙古の牒状」を説明(解説は詳細版)



⑬蒙古牒状に対し時宗は既読スルー(フビライが送った国書は 1266 年(1 回目使節は日本には届かず)~1274 年までの 6 回で、初めて日本に届けられたのは 2 回目の 1268 年だが、それ以降は無視&拒否(2 回目・4 回目・5 回目は返書を出さない無視), 3 回目・6 回目は入京拒否, なお文永の役後にもフビライは使者を 2 回送ったが幕府は LINE フロックで対応(使者を斬首している)

→PDF「文永の役」を用いてこれに激怒したフビライは 3 万の元・高麗軍を派遣し文永の役が起こる

- (1) 元の特徴として 服属させた国の軍を動員するので高麗軍も来襲(その代わり士気は低い)
→テキスト右下の元寇の地図を見るよう指示を出して確認をさせる
- (2) PDF 写真「蒙古襲来絵巻」を用いて、テキスト右側の「蒙古襲来絵巻」を見るよう指示
→日本軍は一騎打ちであるのに対して、元軍の集団戦法、てつほう(馬を驚かさず炸裂弾)の使用を確認してテキスト語句の「元の集団戦法やてつほうなどの火器に苦戦」を確認
- (3) 元軍の撤退(3 万軍の兵力に過ぎず、のちの弘安の役と比較すると威力偵察だったといわれる)



⑭再度の元寇に備えて、PDF 写真「石塁」を用いて語句の確認

→PDF「異国警固番役」を用いて、九州地方の御家人に命じた異国警固番役の制度化(文永の役以前からすでに開始されている)、中国地方の御家人に命じた長門警固番役、北条氏一門が任じられた長門探題設置の語句を確認

※異国警固番役は 1271 年に九州の御家人に防御にあたらせたのが始まりで、文永の役後は九州各国の地域分担・3 か月を 1 期とした交替勤番制がとられた(異国警固番役を務める御家人は鎌倉番役・京都大番役を免除され、これが東国御家人の西国移住の契機ともなった)。なお、3 度目の元寇も予想されたため、弘安の役後も異国警固番役は継続されたため、九州の御家人が窮乏する要因ともなった

<ゴロ③>

「悲痛な支配にブツ殺される」

1 2 7 4,81 文永 弘安

※封印のゴロあります

⑮PDF「弘安の役」を用いて、1279 年に元が南宋を滅ぼして、その旧南宋軍を中心とした江南軍(10 万)・元・高麗軍を中心とした東路軍(4 万)が博多湾に来襲し、弘安の役が起こる

→日本軍の奮戦・石塁による防衛で 3 か月も博多湾に上陸することすらできず、暴風雨(神風)で元軍は撤退



⑯元寇の結果、北条氏は権力拡大(本来は以下の内容を確認した後のほうが良いですが、忘れてしまう可能性があるため)

- (1) 神風による神国思想→文化史の神道史で出てくる反本地垂迹説はここで説明しておけば文化史学習が楽になります、時間に余裕がなければカット
 - (2) 非御家人の動員権→幕府の支配が及んでいない荘園領主(本所)が一円支配している本所一円地の動員権
 - (3) 30 カ国に及ぶ北条氏による守護職の独占
 - (4) 3 回目の元寇も予想されていたため、鎮西奉行の上に鎮西探題を設置し、北条氏一門が就任
→特に九州では恩賞をめぐる裁判が頻発したため、九州の軍事・行政・裁判を統轄する職が鎮西探題
- ※上記の(2)~(4)を説明した上で、「元寇後に北条氏の権力は拡大」を説明するのが本来は妥当です

授業展開書 - 詳細版(史料解説) - 「執権政治」

㊦ 下地中分『金剛三昧院文書』

①和与す 備後国神崎庄②下地以下③所務条々の事

右、当庄の領家高野山金剛三昧院内遍照院④雑掌行盛と、地頭阿野侍從殿(季継)御代官助景との⑤相論、当庄②下地以下所務条々の事、⑥訴訟に番ふと雖も、当寺知行の間、別儀を以て①和与せしむ。田畑・山河以下の②下地は中分せしめ、⑦各二円の所務を致すべし。

〔①和解・示談 ②所領 ③荘園・公領の管理、収入に関する事務 ④寺務に当たる役僧の職名 ⑤訴訟 ⑥訴訟の際、原告と被告の双方が主張を応酬しあう事 ⑦排他的・独占的に支配が行われること〕

【現代語訳】

和与(和解)について 備後国神崎庄の下地(所領)の管理をはじめとする訴訟の事

神崎庄の領家である高野山金剛三昧院の中にある遍照院の雑掌(寺務に当たる役僧の職名)行盛と、地頭である阿野侍從殿(季継)の代官助景との間での土地管理についての争いは、裁判となって互いに訴人(原告)からの訴状と、論人(被告)からの陳状を各3度提出して論争したけれども、高野山金剛三昧院の支配地という特別な事情によって和与(和解)することとする。田畑・山河以下の下地(所領)は領家と地頭で中分し、それぞれを相互の干渉を排除して独占的に支配するものとする。

この史料問題の出題頻度は非常に低く、テキスト内容で対応できるのでこの史料に私はほぼ触れません(むしろ、伯耆国東郷荘の絵図の下地中分の方が問われやすい)。史料文では、荘園領主の「領家」と「地頭」の間で、「下地(土地)」を「中分(折半)」することで「和与(和解のこと)」が成立しているのです、一部が空欄問題になるだけです。

㊦ 紀伊国阿氏河荘民の訴状『高野山文書』

①阿テ河ノ上村百姓ラツハシテ言上

一 ヲンサイモク(御材木)ノコト。アルイワ②チトウ(地頭)ノ③キヤウジャウ(京上)、アルイワ④チカフ(近夫)トマウシ(申し)、カクノコトクノ人フ(人夫)ヲ、チトウ(地頭)ノカタエ(方へ)セメツカワレ候へハ、ヲマヒマ(手間暇)候ワス候。ソノコリ、ワツカニモレノコリテ候人フ(人夫)ヲ、サイモク(材木)ノヤマイタシ(山出し)エ、イデタテ(出立て)候エハ、⑤テウマウ(逃亡)ノアト(跡)ノムキマケ(麦蒔け)ト候テ、ライモトシ(追い戻し)候イヌ。ラレラ(俺等)カコノムキ(麦)マカヌ(蒔かぬ)モノナラハ、メコトモ(妻子供)ヲライコメ(追い込め)、ミミヲキリ、ハナヲソキ、カミヲキリテ、アマニナシテ、ナワ・ホタシ(縄・鉾)ヲウチテ、サエナマント(苛まん)候ウテ、セメセンカウセラレ(責め折檻せられ)候アイト、ヲンサイモク(御材木)イヨイヨヲツナワリ(遅なわり)候イヌ。……

⑥ケンチ(建治)カンネン(元年)十月廿八日

〔①紀伊国阿氏河荘民 ②地頭。湯浅宗親のこと ③京上。京都大番役により、京都に上ることをさす ④夫役 ⑤逃亡 ⑥建治元年。1275年〕

【現代語訳】

紀伊国阿氏河荘上村の百姓らが謹んで申し上げます。

一、御材木のことでございますが、地頭(湯浅宗親)が上京(京都大番役で上京)する時の人夫役だとか、近夫(近所での人夫役)だとか言っ、このように人夫が地頭の方でこき使われますので、まったく暇がないのでございます。それに、地頭に駆り出されずにわずかに残った人夫を、山から材木を運び出すために出発させますと、地頭は「逃亡した農民が耕していた土地に麦を蒔け」といって追い返すのでございます。「お前らがこの麦を蒔かないと、お前らの妻子どもを閉じ込めて、耳を切り、鼻を削ぎ、髪を切って尼のようにして、縄でしばって苦しめるぞ」と、厳しく責められますので、御材木の納入はますます遅れてしまったのでございます。……

まず、史料文は全文たどどしい片仮名で書かれていますが、非常に読みづらいため注釈を本文に入れてあります。地頭の湯浅宗親は、上京(京都大番役による上京)などの夫役だとか言っ、近夫(夫役を課せられた人民)をこき使い、材木を切りに山へ駆り出したかと思えば、逃亡してしまった農民の土地に麦を蒔けと、「ミミヲキリ、ハナヲソキ、カミヲキリテ、アマニナシテ…」がキーワードになります。なお、「建治元年」を1275年と求めるのは超難問です。

㊦ 御成敗式目①一式目制定の趣旨－『唯浄裏書本』

さてこの①式目をつくれ候事は、なにを②本説として注し載せらるの由、人さだめて③誘難を加ふる事に候か。ま事にさせる④本文にすがりたる事はねども、たゞ⑤どうりの推すところを記され候者也。……この①式目は只かなをしれる物の世間におほく候ごとく、あまねく人に⑥心えやすからせんために、武家の人へのはからひのためばかりに候。これにより⑥京都の御沙汰、律令のおきて聊もあらたまるべきにあらず候也。……

⑦貞永元年九月十一日

⑧武蔵守在

⑨駿河守殿

[①御成敗式目。式は法式、目は条目のこと ②確かな根拠。もとになった法令 ③非難 ④典拠となる漢籍などの文書 ⑤理解し易いように ⑥朝廷の命令 ⑦1232年 ⑧執権北条泰時 ⑨泰時の弟である六波羅探題北条重時に宛てた]

【現代語訳】

さて、この御成敗式目をつくったことについては、なにを根拠(もとになった法令)として書かれたのかと、人はきつと非難するでしょう。確かにこれといった典拠となる漢籍などの文書はないのですが、ただ道理で推し量るところを書いたのです。……この御成敗式目は仮名だけを知っている人が世間には多いのですから、広く人々に理解しやすいように、そうした武士の便宜のためにつくったというほどのものです。これによって京都の御沙汰(朝廷の命令)や律令の規定が少しでも改まるようなことはありません。……

貞永元年(1232年)9月11日

武蔵守(執権北条泰時)在(判)

駿河守殿(泰時の弟である六波羅探題北条重時)

史料内で、北条泰時は式目(御成敗式目)の制定によって「何を本説(根拠)にしてこの内容を書いたのか？」など色々な人から非難があるかもしれませんが、武家社会の慣習・道徳である「道理」をもとに記述したことを強調しています。そして、識字率の低い武士のために作成したものであり、朝廷の命令や律令などを否定するものではない、と述べています。

最後の「貞永元年」は史料文が御成敗式目であることを判別できれば、1232年だと推察できるので丸暗記する必要はありません。また、from「武蔵守」からto「駿河守殿」へと記されていることから、「武蔵守」北条泰時が弟の六波羅探題「駿河守」北条重時に宛てた消息文(手紙の文章)であると推察できるので、北条泰時が「武蔵守」であったことなどを覚えさせる必要はありません。なお、出典の『唯浄裏書本』は六波羅探題の奉行人を勤めた斎藤基茂(法名は唯浄)が御成敗式目の法意を解説した注釈書で、史料の内容自体は頻出ですが、史料の出典である『唯浄裏書本』の頻度は低いのでサラッと飛ばすのが適切かと思えます。

㊦ 御成敗式目②一式目の制定－『吾妻鏡』

(①貞永元年八月)十日戊午、②武州造らしめ給ふ御成敗式目、其の篇を終へらる。③五十箇条なり。今日以後、④訴訟の是非は、固く此の法を守りて、裁許せらる可きの由定めらると云々。是れ即ち⑤淡海公の律令に比す可きか。彼は海内の⑥龜鏡、是は関東の⑦鴻宝なり。

[①1232年 ②武蔵守北条泰時 ③51箇条の誤り ④裁判における訴人(原告)と論人(被告)双方の主張 ⑤藤原不比等。大宝律令・養老律令を編纂 ⑥手本 ⑦すばらしい宝]

【現代語訳】

(貞永元年(1232年)8月)10日、武蔵守(北条泰時)が作らせていच्छった御成敗式目の編集が終わった。50箇条(51箇条の誤り)である。今日から後、訴訟(正確には裁判における訴人(原告)と論人(被告)双方の主張)の裁決については、固くこの式目を守って、判決を下される旨を定められたという。これはまさに淡海公(大宝律令・養老律令を編纂した藤原不比等)の律令と比べられるべきものである。彼の律令は日本の手本であり、この式目は関東のすばらしい宝である。

この史料問題の出題頻度は低いですが、解き方のコツとしては、まず元号の「貞永元年」に注目すれば貞永式目が思い浮かぶので、空欄記述問題で答えさせる「御成敗式目」と、選択問題で選ばせる「五十箇条(51箇条の誤り)なので、選択問題による出題はあります」が解けます。そして、「武州」は「武蔵守」を指していますが、御成敗式目を制定したのは北条泰時なので、やはり「武州」・「武蔵守」も覚える必要はありません。最後に、もし「淡海公の律令」を求めてきたら、「律令(大宝律令・養老律令)」を制定した人物なので藤原不比等が類推できます。

回 御成敗式目③一式目の内容『御成敗式目』

一、諸国守護人奉行の事(第三条)

右、①右大將家の御時定め置かるる所は、②大番催促・謀叛・殺害人等の事なり。而るに近年、代官を郡郷に分ち補し、③公事を④庄係に充て課せ、国司に非ずして国務を妨げ、地頭に非ずして⑤地利を貪る。所行の企て甚だ以て無道なり。…

一、諸国の地頭、年貢所当を⑥抑留せしむること(第五条)

右、年貢を抑留するの由、⑦本所の訴訟あらば、即ち⑧結解を遂げ⑨勘定を讀くべし。……

一、⑩御下文を帯ぶると雖も知行せしめず、⑪年序を経る所領の事(第八条)

右、当知行の後、廿ヶ年を過ぐれば、⑫大將家の例に任せて⑬理非を論ぜず⑭改替に能はず。……

一、女人養子の事(第二十三条)

右、⑮法意の如くばこれを許さずと雖も、⑯大將家御時以来⑰当世に至るまで、其の子無きの女人等、所領を養子に譲り与ふる事、⑱不易の法⑲勝計すべからず。加之、⑳都鄙の例先蹤惟れ多し。評議の処尤も信用に足るか。

〔①源頼朝 ②守護が任国内の御家人を、京都大番役にかりだすこと。謀叛・殺害人の逮捕を加えた三項目が大犯三力条 ③雑税と夫役 ④荘園と公領 ⑤土地からの収益 ⑥納めること ⑦荘園領主 ⑧決算 ⑨裁定を受ける ⑩將軍やその意を受けて幕府政所が出した文書 ⑪一定の年数 ⑫源頼朝 ⑬ことの当否 ⑭別の者と交代させること ⑮律令による見解 ⑯当時の將軍は九条頼経 ⑰武家の慣習(かわることのない法) ⑱数え切れないほど多い ⑲都市や農村〕

【現代語訳】

一、諸国の守護人の職務・権限の事(第3条)

このことについて、右大將家(源頼朝)の時代に定め置かれたのは、大番催促(京都大番役の催促)、謀叛人・殺害人の逮捕(この三項目をまとめて大犯三力条といい、夜討ち・強盗・山賊・海賊が付け加えられた)などの事柄である。ところが、近年、守護は代官をそれぞれ郡郷に任命して、夫役と雑税を荘園・公領に賦課し、国司でもないのに(国司のような振舞いをして)国政を妨げ、地頭でもないのに土地からの収益を貪っている。このような行為は著しく道理にはずれている。…

一、諸国の地頭が年貢を抑え留めている事(第5条)

このように農民からの年貢を抑え留めているということで、本所(荘園領主)側からの訴えがあれば、ただちに決算をして、本所の裁定を受けよ。……

一、御下文(幕府政所が出した本領安堵・新恩給与の下文)を持っているにもかかわらず、実際の土地支配を行わぬままに一定の年数を経た所領の事(第8条)

これについては、現実に支配した後、20年(廿年)を過ぎた場合には、大將家(源頼朝)の時代の慣例により、権利の正当性のいかんにかかわらず、現在土地支配をしている者を別の者と交代させることはしない。……

一、女性が養子を迎える事(第23条)

これについては、法意(律令による見解)からすれば許されないが、大將家(源頼朝)の時代から今日(当時の將軍は九条(藤原)頼経)に至るまで、子のいない女性が所領を養子に譲与することは、不易の法(変わることをない法=武家社会の慣習)として数えきれないほどある。そればかりでなく、国内各地の都市や農村で前例も多い。評定會議の決定としても確かなものである。

上記の史料は『御成敗式目』の内容ですが、「右大將家(大將家)=源頼朝」が3度出てきています。

第3条…守護の職務・権限は、従来の大番催促(国内の御家人に京都大番役を勤めるよう催促・指揮)・謀叛人の逮捕・殺害人の逮捕の大犯三力条に加えて、夜討・強盗・山賊・海賊の取締り権限が追加されたこと(最難関私大レベル)、さらに国司でもないのに国政に関わったり、地頭でもないのに土地から税をとってはならないと言及。

第5条…地頭の荘園侵略(年貢横領)を禁止し、「本所」が荘園領主をさすことを確認(荘園公領制で学習済み)

第8条…土地占有が廿年(20年)経過するとその所有権を認める年紀法です。なお、拾(10の旧漢字)・廿(20の旧漢字)・卅(30の旧漢字)は他の史料でも出てくるので、ここで教えておくと史料が楽になります。

第23条…律令では女子が養子に所領を譲ることを認めていないが、実子のいない女子は養子に所領を譲与できる女人養子は「不易の法」で、変わることをない武家の慣習のことです(不易とは「不変と同じで変わらないこと」)。なお、「大將家」から「当世」とは、頼朝以来から当時の將軍である九条(藤原)頼経を指します。

※第8条・第20条(悔返し権)・第23条などは武家独自の規定で頼朝以来の先例や武家社会の道理にあたります。

回 蒙古の牒状『東大寺尊勝院文書』

①上天の②眷命せる③大蒙古国皇帝、書を④日本国王に奉る。⑤朕惟ふに、古より小国の君は境土相接すれば、尚ほ⑥講信修睦に務む、況んや我が祖宗、天の明命を受け、⑦区裏を⑧窺有す。遐方異域の威を畏れ徳に懐く者、悉く数うべからず。……高麗は朕の⑨東藩なり。日本は高麗に密通し、開国以来、亦時として中国に通ぜり。⑤朕が躬に至りては、⑩二乗の使も以て和好を通ずること無し。尚ほ王の国これを知ること未だ⑪窺ならざるを恐る。故に特に使を遣はし、書を持して⑤朕が志を布告せしむ。

[①天帝 ②いつくしむ ③皇帝 フビライ ④龜山天皇 ⑤フビライ ⑥交信しあって仲良くする ⑦中国全土 ⑧土地を所有して主となる ⑨諸侯の国(属国のこと) ⑩一人の使い ⑪細かくわかること]

【現代語訳】

天帝の慈しみを受けている大蒙古国の皇帝(フビライ)が、書簡を日本国王(龜山天皇)に差し上げる。私(フビライ)の考えでは、昔から小国の君主は、国境を接していれば音信を交し合って友好関係をつくるように努めてきた。言うまでもなく、私の先祖は天の命を受けて中国全土を領有している。遠い地方や異国の者で、威勢をおそれ徳を慕う者は数えきれない。……高麗は私の東の属国である。日本は高麗に近接し、国が初まって以来、時には中国に使者を派遣してきた。だが、私(フビライ)の治世には一度も使者を派遣してよしみを結んだことはない。まだ王の国がこの事実をはっきりとわかっていないのかと心配して、あえてこちらが使者を派遣して書簡で私(フビライ)の志を布告するのである。

史料は大蒙古皇帝のフビライ(クビライとも発音)が日本国王の龜山天皇に宛てたもので、朝廷がフビライからの国書を幕府に送ったので、以後幕府が対応することになります。なお、以下の内容は現代風にかみ砕いています。「朕(フビライ)が思うにね、領土が近接する日本のような小国は大国である中国と仲良くするように努めるべきだよね。そもそも、ワイの先祖のチンギスハンは天の命を受けて天下を支配してき、ワイのヤバさに従ってきた奴は数えきれないんよ？まあ、高麗はうちの属国になったんだけどさ、お前ら(日本)は高麗とも近いしさ、中国とも通交してきたやろ？」

でもね、朕(フビライ)になってから、ワイには一度も LINE かメールでも挨拶したことないよね(使者を派遣したことないよね)。まあ、お前ら(日本)はこのことを知らないのかな～って心配もしててさ、そこでワイから使者を派遣して朕(フビライ)の気持ちを伝えたいんよ。」

※なお、この史料原文ではカットしていますが、その続きでは、「兵を用いることは誰が好もうか、日本もその点を考慮せよ」と「武力行使をするつもりはないけど、とりあえず挨拶の使者送ってこい」と述べています。ですので、日本を属国にすることを望んで、それがダメなら武力も用いる可能性もあると示唆する程度のもので、侵略する気が満々の国書ではなかったことは知っておいてください。

授業展開書要約版「得宗専制政治」

①PDF「霜月騒動」を用いて元寇を退けた北条時宗は **34歳で若くして死去したため**(1284), 嫡男の14歳だった北条貞時が9代執権となるので、**テキスト左側の執権ラインに貞時(9代)を書き込ませる**

- (1) ただし、**まだ若年であったことから貞時の外戚にあたる有力御家人の安達泰盛**が権勢を握っていた
- (2) 一方、**貞時の家臣トップである内管領の平頼綱**も権勢を握ろうとしていた

※この時点で内管領は家臣トップとかで誤魔化す(得宗の説明もまだなので)

(3) **両者が衝突したのが霜月騒動(安達泰盛の乱)で安達泰盛が敗北(1285)**

※元寇の御恩奉行を務めたのが**安達泰盛**で、**竹崎季長**は安達邸で直談判を
行って恩賞の土地を与えられた様子が『蒙古襲来絵巻』に描かれている

(4) **テキスト左上の2行目までの霜月騒動・平頼綱・安達泰盛を確認**

※時間に余裕があれば、史料「霜月騒動」を説明(解説は詳細版)

<ゴロ①>
「いつ反抗したるかアグッチー」
1285
※封印版のゴロは封印の間へ

②**要注意！この後にテキスト枠外の一番外で鎌倉時代(前期・中期・後期)の政治体制の変化を整理**

→このテキスト最下部は、生徒も頻度がわからないようになっていたので、頻度を指摘しながら説明

※国公立受験者の論述問題対策・私大受験者には鎌倉時代の整理、執権と得宗の違いの説明ができます

(1) **鎌倉前期の将軍独裁政治**は源頼朝時代が最たる例で、物事の本最終決定権が将軍にある独裁政治の時代

→ただし、頼朝死後は源頼家～実朝の時代になると将軍の権威は落ちて、有力御家人「13人による合議制」
がとられたため、実権を失ってしまったので、ここは触れないでよくと良いでしょう

(2) 源氏将軍の正統が断絶すると、2歳の九条(藤原)頼経の代理の母として**北条政子が代わりに政務をとることに
なり、「鎌倉殿」のように振る舞ったので「尼将軍」と称されている**(当時は御台所などと呼ばれた)

(3) but2代執権北条義時が亡くなり(1224)、北条政子も1225年に亡くなると、3代執権泰時は北条氏による専
制は行わず、**北条氏と有力御家人による合議制の執権政治を採用**

※国公立受験生がいる際は以下の内容に必ず触れましょう。北条氏は伊豆の小豪族(在地領主層)出身にすぎず将軍
になることはできないので、将軍には名目上の存在として幼少の人物を就け(成人すると別の幼少の人物を擁立)、
摂関家や皇族からの摂家将軍・皇族将軍という朝廷の伝統的な権威を利用して実権を掌握した(朝廷の伝統的権威
を利用する方法は身分の低い者が実権を握る際の常套手段で豊臣秀吉も関白就任して惣無事令を發布したり、後
陽成天皇を聚楽第に招いて諸大名に天皇と秀吉に忠誠を誓わせたりしている)。

③北条氏が就任する執権(1名)・連署(1名)・有力御家人(北条氏一門・大江氏・三浦氏・安達氏など)が就任する評
定衆(最初は11名～のち15名程)の合議制に基づいた**鎌倉中期の幕府の最高議決機関の評定が最終決定権をもつ
執権政治へ**

(1) 宝治合戦で三浦泰村が敗北(1247)→**宝治合戦の重要性がここで生徒も理解できます**

→右側に「→」を出させて、**有力御家人の敗北により北条時頼の頃から得宗専制政治が始まる契機に**

(2) 霜月騒動で安達泰盛が敗北(1285)

→右側に「→」を出させて、**最後の有力御家人の敗北により北条貞時の頃に得宗専制政治が確立**

(3) **鎌倉後期の得宗専制政治へ(得宗の説明は④まで保留)**

→**得宗 = 北条氏本家(教科書通りの「得宗(北条氏嫡流の当主)」では理解できない生徒もいるために権力が集中**

→**御内人とその御内人トップである内管領を説明し、「評定」ではなく得宗私邸で政治を決めていく「寄合」へ**

④PDF「得宗家系図」を用いて、生徒にテキスト枠内右下の北条氏系図へ移ることを指示し、**執権の順番⑨を書き込ませる**

(1) **得宗が北条義時の法名(出家名)に由来し、北条氏の嫡男の家系にあたる本家であることを説明(4代目執権の経
時の死去により弟の時頼が得宗になることも含めて) + 写させる**(義時の本来の法名は“徳”宗ですがスルー)

(2) 6・7代目執権・10～13代目執権がどこにいるのか疑問に思う生徒もいるので、時房(義時の弟)や重時(泰時
の弟)の分家からも出ることを説明し、**執権は分家からも出るため得宗 = 執権とは限らないと写させる**

→ゆえに、**執権・連署であっても権力は持たず、得宗に権力が集中することも追加で補足説明**

⑤ **テキスト左上の3行目に戻ることを指示して**、得宗専制政治の語句を確認

→その後、若年(14歳)であった**貞時が成人すると、内管領として専制をふるっていた平頼綱が貞時に滅ぼされる平頼門の乱を説明**(平頼綱が滅ぼされたのは霜月騒動後に恐怖政治を行ったためで、生徒から何で「平氏なの？」と質問もあると思いますが、北条氏自体がそもそも平氏であり、祖父が北条泰時の頃から得宗に仕えています)



⑥これ以降、北条氏から御家人へ話が移るので、「**北条氏の得宗に権力が集中する一方で御家人は？窮乏**」など転換
→御家人が窮乏した原因は、「分割相続で所領の細分化→貨幣経済の浸透で所領売却(借上から土地を担保に借金・所領売却に触れておきましょう)→元寇の恩賞不十分」を**捨て板書などで土地が減少していくことをイメージ化**させる
※御家人が窮乏した原因は私大レベルでも問われやすい論述問題ですが、100字程度で記述する際は箇条書きではなく以下のように書くと良いと追加説明しましょう(「日宋貿易の宋銭の流入による」を入れると98字)。
「分割相続の繰り返しにより所領が細分化されたうえ、貨幣経済の進展に巻き込まれた(一旦ここで。)で終わらせる)。さらに、蒙古襲来に対する恩賞が不十分であったため、所領の質入れ・売却により御家人は窮乏した。」



⑦ **御家人の窮乏から左斜め下に「→」を出させて永仁の徳政令へ繋げる**

→幕府にとっては幕府の**軍事基盤となる御家人の生活が最も重要であり、身も蓋もない話をすれば、幕府の命で動員できない非御家人はどうでもよい**

(1) **PDF「永仁の徳政令」を用いて御家人がすでに売却した所領の返還**

- 富裕な御家人に売却した場合は**20年未満なら無償で返還(御成敗式目の年記法に基づくことを書き込ませる)**
- 非御家人・凡下に売却した場合は**年限を限らず無償で返還(凡下が一般庶民の借上をさすことを書き込ませる)**
- ※ここで、御家人となった生徒同士の、御家人となった生徒と非御家人の生徒を巻き込むとわかりやすい**

(2) 残りの②～④までの内容を説明し、**②・③は御家人の反発で翌年改定され許可されたことを書き込ませる**

(3) 正誤問題で出題しやすいことや、**今後また徳政令が出される危険性から借上が貸借を控えるようになり、かえって御家人の生活は窮乏して皮肉な結果を生むことになる**

(4) **その御家人の不満を抑えるために、得宗専制政治を強化したことが御家人の反発を買い、その悪循環により次の北条高時(14代執権)時の<倒幕の活発化>に繋がる前フリをしておく**
※時間に余裕があれば、史料「永仁の徳政令」を説明(解説は詳細版)

<ゴロ②>

「皮肉(ひにく)な結果の徳政令」

1 2 9 7



⑧北条貞時の死後(1311)、中継ぎの執権を経て1316年に14歳で**14代目執権となったのが北条高時**

→**生徒には左側の執権ラインに④と書き込ませて、<倒幕の活発化>に移るように指示**

- (1) but「亡気の体(暗愚)」と評されて遊宴(酒宴)・田楽・闘犬に没頭し、内管領の長崎高資に実権を握られる
- (2) **悪党の出現→PDF写真「悪党(2つ)」を用いて単独相続の一般化により惣領制が崩壊し、土地を相続できなかった者が異形な格好をし、追剥・強盗・殺人など幕府・荘園領主の命に従わなくなった者の総称**ですが、松井優征先生の『逃げ上手の若君』は面白くてわかりやすく、登場人物の「瘴奸」は読んでいる生徒には伝わりやすいです
※元寇の恩賞が不十分だったことで「御恩⇄奉公」の関係が崩れて(御家人からすれば契約不履行)、幕命に従わなくなった視点も説明してあげると、生徒はよりわかりやすいと思います

(3) **大覚寺統からやる気は満々、でも無能、「鎌倉幕府絶対倒すマン」の後醍醐天皇が即位**



⑨**要注意！テキスト右上の朝廷の動向に移ることを指示**

- (1) **PDF「兩統迭立」を用いて承久の乱で幕府は処罰対象にしていなかったが自ら望んで土佐に配流された土御門天皇の子である後嵯峨天皇を幕府が擁立**
- (2) 子の後深草天皇(4歳)への譲位後、幕府の要請もあって院における評定衆として院評定衆を設置して**院政を再開**(1246年に後深草天皇に譲位してから院政が再開され、院政は形式上江戸時代まで継続)
- (3) こうした幕府と協調関係をとった**後嵯峨上皇の皇子として皇族将軍に迎えられたのが6代将軍の宗尊親王なの**で、追加板書した上でテキストの系図に書き込ませる
- (4) ただし、**後嵯峨上皇は後深草天皇よりも弟の亀山天皇を寵愛しており**、父の要請では亀山天皇に譲位させられるが(1259)、その後1272年に「**院政の後継者を定めずに後嵯峨上皇が死去**」を書き込ませる

⑩その後、後嵯峨上皇の意向を汲んで(後嵯峨上皇が後宇多天皇を皇太子にしていたが、院政を行う治天の君は定めていなかった)、亀山天皇が子(後宇多天皇)に譲位して院政を開始すると、後深草上皇は不満を抱いて出家する意思を表明し、幕府は後深草上皇の子(伏見天皇)を皇太子にすることを要請して、今度は後深草上皇による院政が始まる

(1) 承久の乱で仲恭天皇を廃して後堀河天皇を即位させるなど**皇位継承の決定権が幕府にあるとして**(後嵯峨上皇が治天の君と皇位の決定権を幕府に委ねて崩御した)、**亀山天皇側と後深草上皇側が幕府を巻き込んで皇位継承争いになり、亀山天皇の系統である大覚寺統と後深草上皇の系統である持明院統に分立**

(2) **大覚寺統は鳥羽上皇の皇室領荘園群の八条(女)院領を経済基盤**

に、**持明院統は後白河法皇の皇室領荘園群の長講堂領を経済基盤**にするが、P20「院政の開始」で誤魔化していた部分をゴロで整理

(3) その後は大覚寺統・持明院統がそれぞれ幕府に働きかけて、それぞれの系統から天皇を出そうとしたので、**両統から交互に皇位につく両統迭立**を提案(「迭」は「互いに」の意味で、幕府が公式に表明したのは1301年)

(4) 1317年には次の皇太子をめぐる両統の争いが激しくなり**揉めだしたので、幕府が最後の仲介として京都に使者を派遣して妥協案を提示したのが1317年からの文保の和談**(近年では、実際は両統の合意には至っていないと見解がなされているがスルー)、内容としては両統迭立することの和解が成立し、花園天皇の譲位と後醍醐天皇の即位、在位年数は10年とするものとした(**実現されたのは花園天皇の譲位と後醍醐天皇の即位**)

(5) **こうした天皇家の分立だけでなく、藤原氏も鎌倉中期に近衛(トッブ)、一条・九条(次位)、鷹司・二条(序列順)の5つの家に分かれる=五摂家**
→**ここで九条(藤原)兼実・九条(藤原)頼経・九条(藤原)頼朝の苗字が九条でも藤原でも問題ないことを説明**

<ゴロ③>

「大 亀 とば (ばっ)ちり」
大覚寺統 亀山 鳥羽 八条院領

「5 時からは ちょこっと 寿命は 5 分間」
後白河 長講堂領 持明院統 後深草

<ゴロ④>

「この絵に 苦情 言っ たか？」
近衛 二条 九条 一条 鷹司

※オリジナルゴロではないです

⑪文保の和談に基づいた「**後醍醐天皇の即位**」から左に「←」を出させて、**<倒幕の活発化>③後醍醐天皇の即位に繋げさせることを指示**→**後醍醐天皇の「醍(だい)」と大覚寺統の「大(だい)」で覚えさせる**(今後の生徒の混乱回避のため)

(1) **後醍醐天皇は当時最新の学問であった宋学(朱子学)の大義名分論に傾倒**
→**大義名分論は君臣(君主と臣下)などの上下関係を重んじる考え方**で、日本では天皇の位は不変の地位となるため、**天皇>幕府・院政・摂関の結論に至る**
※朱子学の大義名分論が幕末における尊王論→尊王攘夷論に大きな影響を与えたように、個々の思想はそれぞれの行動原理になります(授業音声では幕末の尊王攘夷論に繋がっていくことを述べていますが、幕末でまた深く掘り下げればよいだけなので、時間的に余裕がなければカットしてください)

(2) 父の後宇多法皇(上皇)の院政を停止して(1321～)、**天皇親政を開始し政務を行う機関として記録所を再興**(記録所は後三条天皇時に設けられた記録荘園券契所(記録所)だが、1321年に政務機関として再興され、のちの建武の新政においても最高政務機関となったので、訴訟処理機関の雑訴決断所を設置することに影響を与えた)

(3) **行動力の鬼・幕府絶対倒すマンの後醍醐天皇による倒幕計画へ**

<ゴロ⑤>

「元寇の50年後に倒幕計画」
→文永の役(1274)・弘安の役(1281)
↓ (50年後) ↓
正中の変(1324)・元弘の変(1331)
※元寇と元弘の変も繋げられる
※正中の変は美女を侍らせた酒宴で焼酎でも飲んでいたので?

⑫**倒幕計画の第1弾が正中の変(1324)、第2弾が元弘の変(1331)**

(1) **正中の変は女侍らせていたら幕府(六波羅探題)に察知されて失敗**
→**後醍醐天皇は側近の日野資朝・日野俊基らと美女を侍らせた酒宴を開いて計画する**が、参加者の一人が妻に話したことで露見し、日野資朝が配流され、後醍醐天皇は幕府に釈明して処分を免れる

(2) **元弘の変も側近の密告で幕府(六波羅探題)に察知されて失敗**
※元弘の「乱」は基本的に1333年の鎌倉幕府滅亡までを指す
→幕府は御所を包囲して後醍醐天皇を捕まえようとするが、後醍醐天皇は女装して京都御所を脱出
→山城国笠置山で挙兵するが失敗し捕らえられ、幕府は後醍醐天皇に代わり持明院統の光厳天皇を擁立して、**後鳥羽上皇を隠岐に配流した先例に基づいて後醍醐天皇を隠岐に配流**

- ⑬PDF“反幕府勢力の挙兵”を用いて、後醍醐天皇の挙兵(笠置山の戦い)後に1332年に反幕府勢力が各地で挙兵
- (1) 後醍醐天皇の挙兵に呼応して**護良親王が吉野で挙兵、河内国の悪党楠木正成が河内国で挙兵**
※後醍醐天皇が楠木正成を登用した話はカットして大丈夫です。元気もいもい護良親王のネタは成良親王・義良親王・懐良親王との混乱を避けるためにしているだけなのでカットして大丈夫です
 - (2) さらに護良親王の令旨を受けて播磨国の赤松則村も挙兵(播磨国の守護大名となる四職の赤松氏の基礎を築いた人物で、嘉吉の変を起こす赤松満祐の曾祖父)
※楠木正成の赤坂城・千早城の戦いは完全に個人的な趣味なので、時間的にももちろんカットして大丈夫です
 - (3) **1333年に後醍醐天皇が名和長年の手引きで隠岐を脱出して伯耆国船上山で挙兵**
- ⑭PDF“鎌倉幕府の滅亡”を用いて幕府の命を受けた下野国の有力御家人足利尊氏が鎌倉から出陣(1331年に父の貞氏が死去して喪中であるにもかかわらず、楠木正成の赤坂城攻撃への参加を命じられたことで幕府に反感をもつようになったといわれる)
- (1) 三河国で**後醍醐天皇方に寝返り、京都の六波羅探題が足利高氏(のち尊氏)によって陥落**
※足利尊氏が鎌倉幕府滅亡後に後醍醐天皇の諱である尊治親王から一字賜って高氏から尊氏と改名したように、後醍醐天皇を尊敬していた尊王思想をもっていたことに触れておく(後醍醐天皇死後に天龍寺を建立したように、死後も尊敬していたと推し量れます)。尊氏が鎌倉幕府を裏切った理由など生徒の疑問は解消できると思います
 - (2) **一方、幕府の拠点である鎌倉には上野国の豪族(一応御家人)の新田義貞が攻め込んで攻略**

授業展開書 - 詳細版(史料解説) - 「得宗専制政治」

㊦ 霜月騒動『保暦間記』

爾ルニ弘安ノ比ハ、藤原^①泰盛^①権政ノ仁ニテ、陸奥守^②に成テ並ぶ人ナシ。其故ハ相模守^③時宗^③ノ舅ナリケレバ也。然ル所ニ、^④弘安七年^④四月四日、^⑤時宗^⑤三十四歳ニシテ出家同日^⑥歿^⑥時死シシ畢。嫡子^⑦貞時^⑦生年十四歳ニテ、同七月七日彼ノ跡ヲ継テ將軍ノ執權ス。^⑧泰盛^⑧彼ノ外祖ノ儀ナレバ愈々驕リケリ。……其比^⑨貞時^⑨ガ内管領^⑩平左衛門尉^⑪頼綱^⑪ト申有リ。又権政ノ者ニシテ……爰ニ^⑫泰盛^⑫・^⑬頼綱^⑬、中惡シテ互ニ失ハントス。

【①安達泰盛 ②北条時宗 ③泰盛は自分の娘を時宗に嫁がせていた ④1284年 ⑤午後6時 ⑥北条貞時 ⑦平頼綱】

【現代語訳】

さて、弘安(1278~1287年)の時代は、安達泰盛は政治権力をもった人物で、陸奥守に任じられ肩を並べる者はいない。その理由は、相模守北条時宗の舅であったからである(泰盛は自分の娘を時宗に嫁がせていた)。ところが、弘安7年(1284年)4月4日、時宗は34歳にして出家した同日の午後6時に死去してしまった。嫡子の貞時は年齢14歳で、同年7月7日に彼の跡を継いで將軍の執権となった。泰盛は彼の外祖父の立場なので、ますます驕りようになった。……その頃、貞時の内管領に平(左衛門尉)頼綱という者がいた。また政治権力をもった人物で……そこで、泰盛・頼綱は仲が悪く、互いに滅ぼそうとしていた。

霜月騒動の史料は頻度が低すぎるので収録するのも躊躇したぐらいで、もし扱う場合はPDF“霜月騒動”を用いれば生徒でもわかると思います。安達泰盛が権勢をもっていた理由が8代執権北条時宗の舅であったからと記されていますが、その時宗が霜月騒動の前年1284年(史料文中の「弘安七年」)に亡くなると、嫡子の北条貞時が9代執権に就任したことで安達泰盛は外戚となりさらに権勢を握ることになりました。一方、その頃得宗家の内管領である平頼綱も権勢を握ることになったため、双方が滅ぼそうとしていました。

㊦ 永仁の徳政令『東寺百合文書』

①関東御事書の法

一、^②質券売買地の事 ^③永仁五年三月六日

右、地頭御家人買得の地に於いては、^④本条を守り、^⑤廿箇年を過ぐるは、^⑥本主取り返すに及ばず。^⑦非御家人並びに^⑧凡下の輩^⑧買得の地に至りては、^⑨年紀の遠近を謂はず、^⑩本主これを取り返すべし。

⑨関東より六波羅に送らるる御事書の法

一、^⑩越訴を停止すべき事

一、質券売買地の事

右、所領を以て或いは質券に入れ流し、或いは売買せしむるの条、御家人等^⑪侘僕^⑫の基なり。向後に於いては、停止に従ふべし。以前の^⑬沽却^⑬の分に至りては、^⑭本主^⑭領掌^⑮せしむべし。但し、或いは御下文・^⑯下知状^⑯を成し給ひ、或いは知行^⑰廿箇年を過ぐるは、公私の領を論ぜず、今更相違有るべからず。若し^⑱割符^⑱に背き、濫妨を致すの輩有らば、罪科に処せらるべし。

次に^⑲非御家人・^⑳凡下の輩^⑲の質券買得地の事。^㉑年紀を過ぐると雖も、売主知行せしむべし。

【①幕府の法令 ②質流れになった土地 ③1297年 ④御成敗式目第八条のいわゆる「年紀法」に基づく ⑤もとの持主(売り主) ⑥幕府と主従関係を結んでいない武士 ⑦一般庶民。具体的には金融業者である借上をさす ⑧20年の年限 ⑨幕府から六波羅探題に送られた法令 ⑩一度結論が出た裁判を、再度申し立てること ⑪困窮する原因。困窮の原因には元寇の恩賞不十分・分割相続による所領の細分化・貨幣経済の浸透が挙げられる ⑫売却 ⑬領有して支配すること ⑭土地の譲与・売却を承認する文書 ⑮この文書の内容】

【現代語訳】

一、質流れになった所領や売買した所領の事 永仁五年(1297年)3月6日

これについて、地頭御家人が買い取った土地は、本条(御成敗式目第8条の年紀法)の規定通り、20年(廿年)以上経過したものは本主(売主であるもとの持ち主)が取り返すことはできない。(しかし)非御家人(幕府と主従関係を結んでいない御家人以外の武士)や凡下(一般庶民の具体的には金融業者の借上をさす)が買い取った土地については、年紀(20年(廿年)の年限)にかかわらず本主(売主であるもとの持ち主)が取り返すことができる。

鎌倉幕府から六波羅探題に送られた箇条書きの法令

- 一、越訴(一度結論が出た裁判を、再度申し立てること)を禁止する事
- 一、質流れになった所領や売買した所領の事

これについて、所領を質に入れて流したり、あるいは売却することは、御家人らの困窮する原因(困窮の原因には分割相続の繰り返しによる所領の細分化された上、貨幣経済の浸透に巻き込まれ、さらに元寇に対する恩賞が不十分であったことが挙げられる)である。今後は(所領の質入れや売却を)禁止する。これまでに売却した分については、本主(売主であるもとの持ち主)が領有せよ。ただし、買った後に將軍家の下文や下知状(土地の譲与・売却を承認する文書)をいただいたり、支配後20年(廿年)を経過したものについては、公領・私領にかかわらず、今さら現状を変更することはしない。もし、規定に反して実力で奪おうとする者があれば処罰する。

次に、非御家人(幕府と主従関係を結んでいない御家人以外の武士)や凡下(一般庶民の具体的には金融業者の借上をさす)が質流れによって得た土地や買った土地については、年紀(20年(廿年)の年限)を経過していたとしても、売主のものとする。

永仁の徳政令の史料は、**鎌倉幕府の東国版(1~4行目)と六波羅探題に送られた西国版(5~11行目)があるので、最初にその2つがあることに注意するよう**生徒に伝えましょう。まず、いつも通り「永仁五年」が1297年にあたることは、史料が永仁の徳政令であると判別できればわかるので、覚える必要はありません。

その下の2行目以降は**御成敗式目の条文を覚えていれば対応できることを指摘しましょう**。御家人が売却した所領については、(富裕な)御家人に売却した場合は御成敗式目が適用されるので「本条(御成敗式目第8条の年紀法)」に基づいて廿年(20年)経過した場合、「本主(もとの持ち主)」は取り返すことはできない(言い換えれば、経過した年数が廿年(20年)未満なら取り返すことができる)。一方で、「非御家人」や「凡下の輩(一般庶民の具体的には金融業者の借上をさす)」が買い取った土地については、**御成敗式目の適用範囲外であるから**、廿年(20年)だとかの期限に関係なく「本主(もとの持ち主)」は取り返すことができる。

史料を読みながら解説する上で、「本条」は「**御成敗式目の本条文**」であるから「年紀法」の廿年の「廿」は**御成敗式目でも出てきた20の旧漢字**であること、「本主」は「**本(元)の主**」であるから「もとの持ち主」を指すこととかみ砕いて説明し、**前者の文が御家人同士で土地が売買された場合で、後者の文が御家人と非御家人・凡下の間で土地が売買された場合のこと**と伝えればテキストに書かれてあることと生徒も理解できる箇所です。

それに対して、ややこしくなるのが5行目以降の鎌倉幕府から六波羅探題に送られた西国版の条文ですが、「越訴」の禁止はテキスト内容と同じなので読み上げるだけで問題ありません。ただし、その下8行目からの所領を質入れ・売却するのは御家人の「侘僂の基(困窮する原因)」であり、困窮の原因には「分割相続の繰り返しにより所領が細分化された上、貨幣経済の浸透に巻き込まれ、さらに元寇に対する恩賞が不十分であったこと」が挙げられることは、「侘僂の基=困窮する原因」が何を指すのかわからず、**史料対策をしていない生徒は点が取れないので触れてあげてください**。つまり、テキスト中の永仁の徳政令の内容「②所領の質入れ・売却を禁止」にあたる箇所です。

この一文以降の内容は、前述した内容と同じことを述べているだけです。「**本(元)の主**」である「本主(もとの持ち主)」は以前に売却した土地を取り返せるが、「廿年」経過した土地に関しては取り返せない。また、「非御家人」や「凡下の輩(一般庶民の具体的には金融業者の借上をさす)」が買い取った土地については、**御成敗式目の適用範囲外であるから**、廿年(20年)だとかの期限に関係なく「本主(もとの持ち主)」は取り返すことができる。

なお、出典の『東寺百合同書』は東寺(教王護国寺)に伝来した文書で、寄進地系荘園の肥後国鹿子木荘や、建武の新政に対する不満の若狭国太良荘農民の訴状など、土地制度絡みの史料の出典として稀に出題されることがあるぐらいなのでスルーしてもいいでしょう。